

東大阪市子ども・子育て会議（第20回）

会 議 次 第

平成28年3月7日(月)
午後2時00分から4時00分
総合庁舎22階 会議室1・2

1. 開会

2. 議事

(1) 幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について【資料1】

(2) 地域子ども・子育て支援事業等について【資料2】

(3) 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の進捗について【資料3】

その他

- ・特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について（報告）【資料4】
- ・保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめについて【資料5】
- ・利用者負担について【資料6】
- ・子育て世代包括支援センター等について【資料7】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
9	保育所保護者	中泉 あゆみ
10	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
11	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
12	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	西村 祐治
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	御厨保育所所長	古川 玲子
15	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
16	東大阪市立小学校長会役員	村井 兼二
17	幼稚園保護者	森内 庸介
18	東大阪市私立保育会会長	森田 信司
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

東大阪市子ども・子育て会議（第20回） 配席表

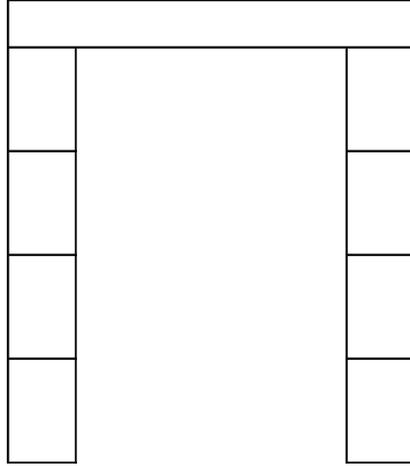
入口

関川会長

中川副会長



- 西村委員 ○
- 平川委員 ○
- 古川委員 ○
- 松葉委員 ○
- 森内委員 ○
- 森田委員 ○
- 八木委員 ○
- 吉岡委員 ○



- 阿部委員
- 井上委員
- 小田委員
- 榎田委員
- 千谷委員
- 竹村委員
- 中泉委員
- 中西委員

傍聴席



社会教育部長
安永

学校教育部長
清水

学校教育部長
出口

教育次長
南谷

副市長
立花

子どもすこやか部長
田村

保育室長
寺岡

子ども子育て室長
奥田



青少年スポーツ室次長
増田

青少年スポーツ室長
泉

学事課長
松田

子ども見守り課長
西島

子育て支援課長
栗橋

子どもすこやか部次長
川西

保育室次長
浅井

施設指導課長
三崎

東大阪市子ども・子育て会議（第20回）

配布資料一覧

- 【資料1-1】 子ども・子育て支援新制度以降の施設整備及び待機児童数等について
- 【資料1-2】 平成28年度認可施設一覧
- 【資料1-3】 各施設別利用定員数（平成27年度・平成28年度）
- 【資料2-1】 一時預かり事業の利用実績
- 【資料2-2】 病児・病後児保育室利用実績
- 【資料2-3】 留守家庭児童育成クラブ利用実績
- 【資料3-1】 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画に関する報告事項
- 【資料3-2】 子ども・子育て会議幼保連携検討部会第6回会議（報告）
（参考資料）第6回子ども・子育て会議幼保連携検討部会の配布資料
- 【資料4】 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について（報告）
- 【資料5】 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめについて
- 【資料6-1】 平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について
- 【資料6-2】 留守家庭児童育成事業の多子世帯における減免制度の創設について
- 【資料7】 子育て世代包括支援センター等について

○子ども・子育て支援新制度以降の施設整備及び待機児童数等について

・施設整備による定員拡大数及び待機児童・未入所児童数

(単位:人)

	施設整備による定員拡大数 (0~2歳児)	待機児童数		未入所児童数	
		(うち0~2歳児の数)	(うち0~2歳児の割合)	(うち0~2歳児の数)	(うち0~2歳児の割合)
平成26年4月1日(参考)		284		763	
		266	93%	659	86%
平成27年4月1日	264	206		585	
		171	83%	495	84%
平成28年4月1日(予定)	278				

・施設整備による定員拡大数内訳(平成28年4月1日予定)

【幼保連携型認定こども園】

(単位:人)

法人名	施設名	地区	定員(0~2歳児)
学校法人 奥林学園	(仮称)認定こども園 石切山手幼稚園	A	35
学校法人 恵徳学園	(仮称)認定こども園 恵徳幼稚園	B	10
学校法人 進修学園	(仮称)認定こども園 進修幼稚園	F	15
学校法人 源氏ヶ丘学園	認定子ども園 源氏ヶ丘幼稚園	G	28
小計① 4か所			88

【小規模保育施設】

(単位:人)

法人名	施設名	地区	定員(0~2歳児)
株式会社 S・S・M	(仮称)ぬくもりのおうち保育 桜町園	B	19
医療法人 尾崎医院	(仮称)ぶちはうす☆キララ保育園	D	19
有限会社 まさご商事	(仮称)ひかり保育園	D	19
株式会社 愛夢	(仮称)谷本ベビーセンター	D	19
一般社団法人 ひかり	(仮称)タンポポ未来保育園	F	19
株式会社 エアフォルク	(仮称)げんき保育園 布施駅前園	F	19
株式会社 セリオ	(仮称)エンジェルキッズ八戸ノ里園	F	19
レンキスマネージメント株式会社	(仮称)ロクマキッズ	F	19
社会福祉法人 真優福祉会	(仮称)弥刀さつき保育園	G	19
特定非営利活動法人若草会若草保育園	(仮称)若草保育園	G	19
小計② 10か所			190

※追加

※6月開所

(単位:人)

合計③(①+②) 14か所			278
---------------	--	--	------------

各施設別利用定員数(平成28年度)

	事業類型	施設名称	1号合計	2号合計	0歳	1・2歳	3号合計	総合計
1	保育所	めだか保育園		72	9	39	48	120
2	保育所	石切山手保育園		54	6	30	36	90
3	保育所	四季の風保育園		54	9	27	36	90
4	保育所	あおぞら保育園		37	6	17	23	60
5	保育所	みるく保育園		60	7	23	30	90
6	保育所	エンゼル保育園		72	6	42	48	120
7	保育所	しらゆき保育園		105	3	22	25	130
8	保育所	しらゆき保育園分園		0	6	22	28	28
9	保育所	春日保育園		40	4	16	20	60
10	保育所	くすのき保育園		72	9	39	48	120
11	保育所	玉串保育園		80	7	33	40	120
12	保育所	愛保育園		84	6	30	36	120
13	保育所	愛保育園分園		0	6	23	29	29
14	保育所	はるか保育園		83	9	38	47	130
15	保育所	花園第二保育園		16	3	11	14	30
16	保育所	くるみ保育園		0	4	16	20	20
17	保育所	ポッポ保育園		0	4	16	20	20
18	保育所	すずな保育園		54	6	30	36	90
19	保育所	ポッポ第2保育園		60	8	22	30	90
20	保育所	本庄保育園		54	6	30	36	90
21	保育所	くすのきめぐみ保育園		35	3	22	25	60
22	保育所	第二愛保育園		0	3	27	30	30
23	保育所	しまのうち保育園		71	12	37	49	120
24	保育所	菊水園保育所		63	6	21	27	90
25	保育所	青葉学園		39	3	18	21	60
26	保育所	累徳学園		63	3	24	27	90
27	保育所	ひしの美保育園		54	6	30	36	90
28	保育所	あいせん保育園		32	3	15	18	50
29	保育所	マーヤ保育園		63	15	42	57	120
30	保育所	長瀬菊水園保育所		54	3	33	36	90
31	保育所	ひしの美東保育園		54	6	30	36	90
32	保育所	東大阪ヒマワリ保育園		78	8	44	52	130
33	保育所	やまゆり保育園		86	9	35	44	130
34	保育所	恵果保育園		57	7	26	33	90
35	保育所	おりづる保育園		62	4	24	28	90
36	保育所	どんぐり保育園		36	3	21	24	60
37	保育所	むぎの穂第2保育園		54	8	28	36	90
38	保育所	うみがめ保育園		38	3	19	22	60
39	保育所	いなだ保育園		100	8	42	50	150
40	保育所	はるみや保育園		98	15	47	62	160
41	幼保連携型認定こども園	認定こども園鴻池学園幼稚園	486	249	6	44	50	785
42	幼保連携型認定こども園	認定こども園 松葉幼稚園	301	40	6	24	30	371
43	幼保連携型認定こども園	認定子ども園 源氏ヶ丘幼稚園	150	45	0	25	25	220
44	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園白鳩チルドレンセンター東大阪	6	90	15	45	60	156
45	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 さくらいこども園	15	85	6	39	45	145
46	幼保連携型認定こども園	中新開さつきこども園	15	37	6	17	23	75
47	幼保連携型認定こども園	認定こども園 花園保育園	0	150	6	51	57	207
48	幼保連携型認定こども園	認定こども園 若江保育園	0	61	6	40	46	107
49	幼保連携型認定こども園	認定こども園 フタバ学園	6	66	12	42	54	126
50	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園木の実キッズキャンパス	15	98	10	52	62	175
51	幼保連携型認定こども園	弥刀さつきこども園	15	81	9	30	39	135

52	幼保連携型認定こども園	認定こども園 石切山手幼稚園	300	75	3	32	35	410
53	幼保連携型認定こども園	認定こども園 恵徳幼稚園	135	40	0	10	10	185
54	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 進修幼稚園	45	25	0	15	15	85
55	幼保連携型認定こども園	アーバンチャイルドこども園	6	53	6	31	37	96
56	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 さわらび保育園	15	72	9	39	48	135
57	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 善根寺保育園	15	72	7	41	48	135
58	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 たいよう学院	15	54	6	30	36	105
59	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 むぎの穂保育園	9	85	9	36	45	139
60	幼保連携型認定こども園	若宮こども園	9	99	6	55	61	169
61	幼保連携型認定こども園	西若宮こども園	6	86	5	29	34	126
62	幼保連携型認定こども園	若宮森の子こども園	9	53	6	31	37	99
63	幼稚園型認定こども園	認定こども園 朝陽ヶ丘幼稚園	150	60				210
64	幼稚園型認定こども園	認定こども園 みどり幼稚園	75	10				85
65	小規模保育	きらきら保育園				3	16	19
66	小規模保育	エンジェルキッズ東大阪園				6	13	19
67	小規模保育	かえる保育所				5	14	19
68	小規模保育	小規模保育園 どんぐりのおうち				6	13	19
69	小規模保育	ちびっこランド若江岩田園				5	14	19
70	小規模保育	ぬくもりのおうち保育 桜町園				6	13	19
71	小規模保育	ぷちはうすキララ保育園				6	13	19
72	小規模保育	さくらすくすく保育園(谷本ベビーセンター)				5	14	19
73	小規模保育	ひかり保育園				6	13	19
74	小規模保育	タンポポ未来保育園				6	13	19
75	小規模保育	げんき保育園 布施駅前園				5	14	19
76	小規模保育	エンジェルキッズ八戸ノ里園				6	13	19
77	小規模保育	弥刀さつき保育園				6	13	19
78	小規模保育	若草保育園				6	13	19
79	小規模保育	ロクマキッズ				3	16	19
80	公立保育所	六万寺保育所		59	6	25	31	90
81	公立保育所	石切保育所		71	12	37	49	120
82	公立保育所	鳥居保育所		71	12	37	49	120
83	公立保育所	鴻池子育て支援センター		89	15	46	61	150
84	公立保育所	岩田保育所		59	6	25	31	90
85	公立保育所	高井田保育所		71	12	37	49	120
86	公立保育所	金岡保育所		46	0	14	14	60
87	公立保育所	友井保育所		90	16	44	60	150
88	公立保育所	御厨保育所		59	6	25	31	90
89	公立保育所	大蓮保育所		75	10	35	45	120
90	公立保育所	長瀬子育て支援センター		90	16	44	60	150
91	公立保育所	荒本子育て支援センター		90	16	44	60	150
92	公立幼稚園	縄手南幼稚園	105					105
93	公立幼稚園	縄手幼稚園	35					35
94	公立幼稚園	縄手北幼稚園	70					70
95	公立幼稚園	枚岡幼稚園	175					175
96	公立幼稚園	石切幼稚園	140					140
97	公立幼稚園	孔舎衛幼稚園	140					140
98	公立幼稚園	池島幼稚園	70					70
99	公立幼稚園	北宮幼稚園	140					140
100	公立幼稚園	若江幼稚園	70					70
101	公立幼稚園	成和幼稚園	35					35
102	公立幼稚園	英田幼稚園	70					70
103	公立幼稚園	玉串幼稚園	35					35
104	公立幼稚園	岩田幼稚園	140					140
105	公立幼稚園	小阪幼稚園	105					105
106	公立幼稚園	高井田幼稚園	35					35
107	公立幼稚園	意岐部幼稚園	35					35
108	公立幼稚園	弥刀東幼稚園	35					35
109	公立幼稚園	長瀬西幼稚園	70					70
110	公立幼稚園	菱屋西幼稚園	35					35
		合計	3,338	4,790	598	2,487	3,085	11,213

以下は私学助成に残る私立幼稚園

111	私立幼稚園	四葉幼稚園	280					280
112	私立幼稚園	枚岡カトリック幼稚園	240					240
113	私立幼稚園	花園幼稚園	280					280
114	私立幼稚園	長栄幼稚園	225					225
115	私立幼稚園	大阪商業大学付属幼稚園	170					170
116	私立幼稚園	西堤幼稚園	190					190
117	私立幼稚園	東大阪大学付属幼稚園	405					405
118	私立幼稚園	青葉幼稚園	285					285
119	私立幼稚園	進修第二幼稚園	255					255
120	私立幼稚園	大阪樟蔭女子大学幼稚園	175					175
121	私立幼稚園	徳庵愛和幼稚園	315					315
122	私立幼稚園	桃の里幼稚園	390					390
123	私立幼稚園	森河内幼稚園	155					155
124	私立幼稚園	八戸の里幼稚園	310					310
		合計	3,675	0	0	0	0	3,675
		総合計	7,013	4,790	598	2,487	3,085	14,888

※ 利用定員数は私立幼稚園・保育園については認可定員を元に、公立保育所については条例上定めている定員数、公立幼稚園は設置学級数に学級定員を乗じた数であり、実際の入園数を指すものではありません。

各施設別利用定員数(平成27年度)

事業類型	施設名称	1号合計	2号合計	0歳	1・2歳	3号合計	総合計
1 保育所	若宮保育園		99	6	55	61	160
2 保育所	善根寺保育園		72	7	41	48	120
3 保育所	西若宮保育園		86	5	29	34	120
4 保育所	めだか保育園		72	9	39	48	120
5 保育所	石切山手保育園		54	6	30	36	90
6 保育所	若宮森の子保育園		53	6	31	37	90
7 保育所	四季の風保育園		54	9	27	36	90
8 保育所	あおぞら保育園		37	6	17	23	60
9 保育所	みるく保育園		60	7	23	30	90
10 保育所	エンゼル保育園		72	6	42	48	120
11 保育所	しらゆき保育園		97	0	23	23	120
12 保育所	しらゆき保育園分園		0	6	22	28	28
13 保育所	春日保育園		40	4	16	20	60
14 保育所	くすのき保育園		72	9	39	48	120
15 保育所	玉串保育園		80	7	33	40	120
16 保育所	愛保育園		84	6	30	36	120
17 保育所	愛保育園分園		0	6	23	29	29
18 保育所	はるか保育園		83	9	38	47	130
19 保育所	花園第二保育園		16	3	11	14	30
20 保育所	くるみ保育園		0	4	16	20	20
21 保育所	ポッポ保育園		0	4	16	20	20
22 保育所	すずな保育園		54	6	30	36	90
23 保育所	たいよう保育園		54	6	30	36	90
24 保育所	ポッポ第2保育園		60	8	22	30	90
25 保育所	本庄保育園		54	6	30	36	90
26 保育所	くすのきめぐみ保育園		35	3	22	25	60
27 保育所	第二愛保育園		0	3	27	30	30
28 保育所	アーバンチャイルド保育園		53	6	31	37	90
29 保育所	しまのうち保育園		71	12	37	49	120
30 保育所	菊水園保育所		63	6	21	27	90
31 保育所	青葉学園		39	3	18	21	60
32 保育所	累徳学園		63	3	24	27	90
33 保育所	ひしの美保育園		54	6	30	36	90
34 保育所	あいせん保育園		32	3	15	18	50
35 保育所	マーヤ保育園		63	15	42	57	120
36 保育所	長瀬菊水園保育所		54	3	33	36	90
37 保育所	ひしの美東保育園		54	6	30	36	90
38 保育所	東大阪ヒマワリ保育園		78	8	44	52	130
39 保育所	むぎの穂保育園		85	9	36	45	130
40 保育所	やまゆり保育園		82	8	30	38	120
41 保育所	さわらび保育園		72	9	39	48	120
42 保育所	恵果保育園		57	7	26	33	90
43 保育所	おりづる保育園		62	4	24	28	90
44 保育所	どんぐり保育園		36	3	21	24	60
45 保育所	むぎの穂第2保育園		54	8	28	36	90
46 保育所	うみがめ保育園		38	3	19	22	60
47 保育所	いなだ保育園		100	8	42	50	150
48 保育所	はるみや保育園		98	15	47	62	160
49 幼保連携型認定こども園	認定こども園鴻池学園幼稚園	486	249	6	44	50	785
50 幼保連携型認定こども園	認定こども園 松葉幼稚園	301	40	6	24	30	371
51 幼保連携型認定こども園	認定こども園 源氏ヶ丘幼稚園	150	40				190
52 幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園白鳩チルドレンセンター東大阪	6	90	15	45	60	156
53 幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 さくらいこども園	15	85	6	39	45	145
54 幼保連携型認定こども園	中新開さつきこども園	15	37	6	17	23	75
55 幼保連携型認定こども園	認定こども園 花園保育園	0	150	6	51	57	207
56 幼保連携型認定こども園	認定こども園 若江保育園	0	61	6	40	46	107
57 幼保連携型認定こども園	認定こども園 フタバ学園	6	66	12	42	54	126
58 幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園木の実キッズキャンパス	15	98	10	52	62	175
59 幼保連携型認定こども園	弥刀さつきこども園	15	81	9	30	39	135
60 幼稚園型認定こども園	認定こども園 朝陽ヶ丘幼稚園	150	60				210

61	幼稚園型認定こども園	認定こども園 みどり幼稚園	75	10				85
62	小規模保育	きらきら保育園			3	16	19	19
63	小規模保育	エンジェルキッズ東大阪園			6	13	19	19
64	小規模保育	かえる保育所			5	14	19	19
65	小規模保育	小規模保育園 どんぐりのおうち			6	13	19	19
66	小規模保育	ちびっランド若江岩田園			5	14	19	19
67	公立保育所	六万寺保育所		59	6	25	31	90
68	公立保育所	石切保育所		71	12	37	49	120
69	公立保育所	鳥居保育所		71	12	37	49	120
70	公立保育所	鴻池子育て支援センター		89	15	46	61	150
71	公立保育所	岩田保育所		59	6	25	31	90
72	公立保育所	高井田保育所		71	12	37	49	120
73	公立保育所	金岡保育所		46	0	14	14	60
74	公立保育所	友井保育所		90	16	44	60	150
75	公立保育所	御厨保育所		59	6	25	31	90
76	公立保育所	大蓮保育所		75	10	35	45	120
77	公立保育所	長瀬子育て支援センター		90	16	44	60	150
78	公立保育所	荒本子育て支援センター		90	16	44	60	150
79	公立幼稚園	縄手南幼稚園	70					70
80	公立幼稚園	縄手幼稚園	70					70
81	公立幼稚園	縄手北幼稚園	70					70
82	公立幼稚園	枚岡幼稚園	210					210
83	公立幼稚園	石切幼稚園	105					105
84	公立幼稚園	孔舎衛幼稚園	140					140
85	公立幼稚園	池島幼稚園	70					70
86	公立幼稚園	北宮幼稚園	140					140
87	公立幼稚園	若江幼稚園	105					105
88	公立幼稚園	成和幼稚園	105					105
89	公立幼稚園	英田幼稚園	105					105
90	公立幼稚園	玉串幼稚園	70					70
91	公立幼稚園	岩田幼稚園	140					140
92	公立幼稚園	小阪幼稚園	70					70
93	公立幼稚園	高井田幼稚園	70					70
94	公立幼稚園	意岐部幼稚園	105					105
95	公立幼稚園	弥刀東幼稚園	70					70
96	公立幼稚園	長瀬西幼稚園	70					70
97	公立幼稚園	菱屋西幼稚園	70					70
合計			3,089	4,633	536	2,266	2,802	10,524

以下は私学助成に残る私立幼稚園

98	私立幼稚園	石切山手幼稚園	660					660
99	私立幼稚園	四葉幼稚園	280					280
100	私立幼稚園	恵徳幼稚園	210					210
101	私立幼稚園	枚岡カトリック幼稚園	240					240
102	私立幼稚園	花園幼稚園	280					280
103	私立幼稚園	進修幼稚園	120					120
104	私立幼稚園	長栄幼稚園	225					225
105	私立幼稚園	大阪商業大学付属幼稚園	170					170
106	私立幼稚園	西堤幼稚園	190					190
107	私立幼稚園	東大阪大学付属幼稚園	405					405
108	私立幼稚園	青葉幼稚園	285					285
109	私立幼稚園	進修第二幼稚園	255					255
110	私立幼稚園	大阪樟蔭女子大学幼稚園	175					175
111	私立幼稚園	徳庵愛和幼稚園	315					315
112	私立幼稚園	桃の里幼稚園	390					390
113	私立幼稚園	森河内幼稚園	155					155
114	私立幼稚園	八戸の里幼稚園	310					310
合計			4,665	0	0	0	0	4,665
総合計			7,754	4,633	536	2,266	2,802	15,189

※ 利用定員数は私立幼稚園・保育園については認可定員を元に、公立保育所については条例上定めている定員数、公立幼稚園は設置学級数に学級定員を乗じた数であり、実際の入園数を指すものではありません。

資料2-1
第20回 子ども・子育て会議

○一時預かり事業（一般型）利用実績（延べ利用児童数）

民間保育所(24園)・民間認定こども園(5園)

計29園

27年度

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計(人)
就労型	4時間以内	236	256	433	384	262	373	1,944
	4時間超	565	602	873	946	868	1,231	5,085
	合計	801	858	1,306	1,330	1,130	1,604	7,029
リフレッシュ型	4時間以内	93	116	161	110	62	95	637
	4時間超	54	55	94	105	65	121	494
	合計	147	171	255	215	127	216	1,131
							総合計	8,160

民間保育所29園

(参考) 26年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計(人)
4時間以内	215	254	257	308	223	321	1,578
4時間超	528	608	710	788	708	754	4,096
合計	743	862	967	1,096	931	1,075	5,674

○一時預かり事業（幼稚園型）利用実績

民間認定こども園 6園（保育所からの移行園1園含む）

27年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計(人)
2,804	4,918	5,897	4,671	2,361	5,035	25,686

○一時預かり事業（一般型）利用実績（延べ利用児童数）

公立施設 5園

27年度

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
就労型	4時間以内	3	5	43	47	52	47	98	88	135	518
	4時間超	23	23	64	157	162	174	225	239	230	1,297
	合計	26	28	107	204	214	221	323	327	365	1,815
リフレッシュ型	4時間以内	26	44	63	60	58	79	95	77	76	578
	4時間超	5	6	9	4	5	2	2	3	0	36
	合計	31	50	72	64	63	81	97	80	76	614
総合計											2,429

内訳

公立施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1 鴻池子育て支援センター	就労型 4時間以内	1	4	23	20	17	21	26	12	23	147
	就労型 4時間超	8	1	9	49	50	52	71	56	66	362
	リフレッシュ型 4時間以内	3	14	7	4	2	10	3	3	2	48
	リフレッシュ型 4時間超	0	1	4	2	4	2	0	3	0	16
	合計	12	20	43	75	73	85	100	74	91	573
2 荒本子育て支援センター	就労型 4時間以内	1	0	9	10	18	3	18	5	5	69
	就労型 4時間超	2	16	37	49	32	55	48	49	45	333
	リフレッシュ型 4時間以内	13	24	32	27	32	35	41	36	33	273
	リフレッシュ型 4時間超	5	5	5	1	0	0	0	0	0	16
	合計	21	45	83	87	82	93	107	90	83	691
3 長瀬子育て支援センター	就労型 4時間以内	1	1	3	7	8	11	8	8	14	61
	就労型 4時間超	13	6	18	38	65	58	62	72	63	395
	リフレッシュ型 4時間以内	10	6	7	15	8	8	11	3	6	74
	リフレッシュ型 4時間超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	24	13	28	60	81	77	81	83	83	530
4 岩田保育所	就労型 4時間以内				8	10	9	11	28	24	116
	就労型 4時間超				0	21	15	9	30	59	184
	リフレッシュ型 4時間以内				17	14	16	20	18	8	101
	リフレッシュ型 4時間超				0	1	1	0	2	0	4
	合計	0	0	25	46	41	40	78	91	84	405
5 石切幼稚園内一時預かり室「にこにこ」	就労型 4時間以内							1	18	39	125
	就労型 4時間超							0	14	3	23
	リフレッシュ型 4時間以内							6	22	27	82
	リフレッシュ型 4時間超							0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	7	54	69	100	230
合計		57	78	179	268	277	302	420	407	441	2,429

公立施設3園

(参考) 26年度

公立施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1 鴻池子育て支援センター	4時間以内	35	17	12	21	15	13	7	5	7	132
	4時間超	24	22	32	45	38	47	61	46	59	374
	合計	59	39	44	66	53	60	68	51	66	506
2 荒本子育て支援センター	4時間以内	16	7	10	19	17	22	25	9	14	139
	4時間超	44	49	55	56	49	66	70	64	55	508
	合計	60	56	65	75	66	88	95	73	69	647
3 長瀬子育て支援センター	4時間以内	16	27	29	31	16	46	47	26	36	274
	4時間超	26	27	28	18	20	17	26	39	34	235
	合計	42	54	57	49	36	63	73	65	70	509
合計	4時間以内	67	51	51	71	48	81	79	40	57	545
	4時間超	94	98	115	119	107	130	157	149	148	1,117
	合計	161	149	166	190	155	211	236	189	205	1,662

○預かり保育利用実績

《実施施設数》
公立幼稚園19園

※対象期間は4月～1月（7月は、15日まで）
※数値は延べ利用園児数

H27

	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月
預かり保育	4歳児		325	574	455	916	924
	5歳児		1,737	1,913	999	1,967	1,907
	合計	0	2,062	2,487	1,454	2,883	2,831

	区分	11月	12月	1月			合計
預かり保育	4歳児	858	771	539			5,362
	5歳児	1,730	1,286	983			12,522
	合計	2,588	2,057	1,522			17,884

H26

	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月
預かり保育	2時間（4歳児）		517	767	298	1,211	677
	2時間（5歳児）		1,493	1,694	576	1,391	738
	合計	0	2,010	2,461	874	2,602	1,415

	区分	11月	12月	1月			合計
預かり保育	2時間（4歳児）	1,216	724	517			5,927
	2時間（5歳児）	1,153	659	421			8,125
	合計	2,369	1,383	938			14,052

公立幼稚園預かり保育利用者数（1月末現在）

（全園児数）

H27 計 17,884人

（H27 計1,279人）

4歳児 534人

5歳児 745人

H26 計 14,052人

（H26 計1,448人）

4歳児 713人

5歳児 735人

H27 3,832人増

子ども子育て室 子育て支援課

○病児・病後児保育室 利用実績（平成 27 年度）

実施施設	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
こひつじ（定員 8 名）	51	70	94	92	82	78
ウルル（定員 6 名）	112	70	112	85	44	68
あかり※4 月開設 （定員 4 名）	5	12	14	20	18	6
ミミィ※病後児 （定員 6 名）	2	1	0	4	9	6
合計	170	153	220	201	153	158

（単位：人）

実施施設	10 月	11 月	12 月	合計（人）
こひつじ（定員 8 名）	85	83	91	726
ウルル（定員 6 名）	79	64	91	725
あかり※4 月開設 （定員 4 名）	19	10	10	114
ミミィ※病後児 （定員 6 名）	0	1	2	25
合計	183	158	194	1,590

（単位：人）

○病児・病後児保育室 利用実績（平成 26 年度）【参考】

実施施設	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
こひつじ（定員 8 名）	104	106	117	120	83	111
ウルル（定員 6 名）	88	90	92	70	69	74
ミミィ※病後児 （定員 6 名）	0	2	1	0	1	2
合計	192	198	210	190	153	187

（単位：人）

実施施設	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計（人）
こひつじ（定員 8 名）	91	94	102	115	90	74	1,207
ウルル（定員 6 名）	74	52	115	130	106	122	1,082
ミミィ※病後児 （定員 6 名）	2	0	0	4	6	0	18
合計	167	146	217	249	202	196	2,307

（単位：人）

○留守家庭児童育成事業の実績(平成27年度)

資料2-3
第20回 子ども・子育て会議

クラブ名	4月1日							12月報告							定員
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数計	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数計	
縄手 *	12	13	6	3			34	10	15	4	1			30	38
縄手北	11	11	4	2	1	1	30	11	9	4	2	1	1	28	60
枚岡東 *	16	20	9	9			54	16	17	7	6			46	66
枚岡西	30	28	20	8			86	27	21	17	4			69	94
石切	35	34	21	6			96	35	35	17	5			92	96
孔舎衛	24	24	19	6		1	74	22	23	17	5		1	68	93
縄手南	45	29	22	14			110	49	29	17	11	3		109	110
池島 *	20	22	9	1			52	19	18	8	1			46	76
上四条	14	5	8				27	12	6	7				25	38
縄手東	18	10	7	3			38	18	7	5	1			31	38
孔舎衛東	14	15	13	2			44	14	17	10				41	42
石切東 *	23	15	25	10	6		79	24	18	23	10	5		80	107
成和	60	42	22	4		1	129	58	40	13	3		1	115	158
北宮	33	36	22				91	30	32	16				78	118
弥栄	29	27	13	1			70	27	26	10	1			64	80
玉川	19	27	7	2	1		56	16	17	5	1	2		41	76
玉美	13	13	11	9			46	12	13	8	2			35	50
英田北 *	48	55	31	18	2		154	47	50	26	14		1	138	162
若江	35	30	13	2			80	31	29	7	2			69	76
花園	8	15	4	6			33	8	12	3	5			28	48
鴻池東	23	24	13	4		1	65	22	20	12	4		1	59	76
玉串 *	28	28	16	7		2	81	28	27	4	5		1	65	98
岩田西	39	38	25	5	2		109	29	35	24	4	1		93	114
英田南 *	22	38	21	3	4	3	91	22	35	18	2	4	3	84	86
加納	42	16	16	6			80	31	19	13	5			68	80
花園北	14	7	5	1			27	15	7	5	1			28	38
荒川	24	10	4	1			39	24	9	4	1			38	39
長堂	12	14	13	9	1		49	17	14	13	6	1		51	64
三ノ瀬	5	5	12	2			24	5	5	10				20	39
高井田東 *	30	39	17	5	1		92	30	36	16	4			86	91
森河内	38	23	17	9	1	1	89	35	22	15	10	1		83	91
菱屋西 *	23	12	20	3			58	22	12	16				50	80
太平寺	17	6	4				27	16	9	4				29	38
高井田西 *	12	7	7	2			28	13	6	6	2			27	49
楠根 *	29	30	16	2			77	29	31	14				74	106
意岐部 *	9	13	10	2	1		35	6	11	9	1	1		28	47
小阪 *	25	8	12	5	1		51	22	9	11		1		43	56
上小阪	25	18	17	6			66	25	16	16	6			63	76
弥刀 *	17	10	9	1			37	17	7	5	1			30	45
長瀬北 *	7	14	1	4	1		27	8	14	1	3	1		27	49
長瀬東 *	8	12	5	1			26	7	12	5	1			25	38
八戸の里 *	19	21	16	2			58	19	24	14	2			59	50
永和 *	17	13	5		1		36	17	12	5		1		35	59
長瀬南 *	16	9	4	1			30	17	7	4	1			29	77
弥刀東	30	23	3	3			59	29	19	2				50	66
長瀬西	14	13	9	8			44	13	11	7	5			36	76
楠根東 *	46	21	3	2	1		73	36	13	1	1			51	90
柏田	15	10	11				36	16	6	4				26	65
西堤 *	26	24	19	8	2		79	26	21	15	10	2		74	114
大蓮 *	19	15	9	3			46	18	15	7	2			42	76
八戸の里東 *	26	20	19	17	2		84	31	21	14	10	2		78	90
藤戸 *	19	7	5				31	17	6	5				28	38
計	1203	1019	649	228	28	10	3137	1148	945	523	161	26	9	2812	3827
(障害児内数)	38	40	28	14	11	7	138	41	41	26	14	13	6	141	

→ 27年度プレハブ増設予定
クラブ名の * は運営員会による運営

公立の就学前教育・保育施設再編整備計画に関する報告事項

・平成27年度に新たに整備場所を決定したもの

	整備場所
F地域の子育て支援センター	布施駅前ビル・ヴェル・ノール布施の4階
G地域の幼保連携型認定こども園	旧大蓮東小学校跡地内

※再編整備計画内では整備場所は未定で今後検討すると記載されていたもの。

公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（抜粋）

(2) 公立幼稚園・公立保育所の再編整備

地域の子ども・子育て支援の拠点施設として公立幼稚園・公立保育所の再編整備を進めるにあたっては、「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」のもと、現行の公立幼稚園と公立保育所を半数程度に収斂していく方向で、リージョン地域ごとに既存施設の活用を図りながら1箇所の子育て支援センター（＊）と保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ認定こども園などの整備を進めます。

また各リージョン地域の幼稚園については、需給状況などの必要性に応じ2号認定児の受け入れなどを検討できるよう、幼稚園型認定こども園への移行を平成29年度の子ども・子育て支援事業計画の進捗にかかる中間見直し(以降、「計画中間見直し」)に合わせて検討します。

⑥ Fリージョン地域の再編整備

菱屋西・意岐部・高井田幼稚園およびG地域の金岡保育所を小阪幼稚園に集約し、その整備を平成28年度に行い、平成29年度からF地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお菱屋西・意岐部・高井田幼稚園は平成28年度から4歳児の入園を停止します。

御厨保育所については、0歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成30年度から0歳児の入所募集停止を実施していきます。

F地域の子育て支援センターについては、近鉄布施駅前周辺への整備に向けた検討を進めていきます。

⑦ Gリージョン地域の再編整備

長瀬西幼稚園、弥刀東幼稚園と大蓮保育所を集約し、その整備を平成29・30年度に行い、平成31年度からG地域の幼保連携型認定こども園に移行します。なお弥刀東幼稚園については平成28年度から4歳児の入園を停止し、平成29年度には長瀬西幼稚園に集約します。

またG地域の金岡保育所は、平成29年度から開設するF地域の幼保連携型認定こども園に集約されます。

友井保育所については、0歳児の必要見込み量が確保できることを前提に平成30年度から0歳児の入所募集停止を実施していきます。

G地域は長瀬子育て支援センターを存続させます。

公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（概要）

平成27年度	再編内容	平成31年度末				
リージョン	幼稚園	保育所	再編整備内容	再編整備場所		
A	孔舎衛幼稚園	石切保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成31年度)	孔舎衛幼稚園内	
	石切幼稚園					存続
B	縄手幼稚園	六万寺保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成29年度)	縄手南幼稚園内	
	縄手南幼稚園					○ 縄手幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止
	枚岡幼稚園					
	縄手北幼稚園	平成29年度の計画中間見直し を踏まえ、入園停止を判断				
	池島幼稚園		待機児童の状況により平成30年度 から(0歳児)入所停止を判断			
	鳥居保育所	存続				
C	成和幼稚園	鴻池子育て支援センター (保育所機能)	集約	幼稚園型認定こども園 (平成29年度)	北宮幼稚園内	
	北宮幼稚園					○ 成和幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止
		鴻池子育て支援センター	存続			
D	岩田幼稚園	岩田保育所	集約	○ 玉串幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止	若江幼稚園内	
	英田幼稚園					存続
	若江幼稚園	待機児童の状況により平成30年度 から(0歳児)入所停止を判断				
	玉串幼稚園		存続			
				荒本子育て支援センター (保育所機能)	存続	
	御厨保育所	存続				
F	意岐部幼稚園	金岡保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成29年度)	小阪幼稚園内	
	高井田幼稚園					○ 菱屋西・高井田・意岐部幼稚園 は平成28年度から(4歳児)新規 入園停止
	小阪幼稚園					
	菱屋西幼稚園					
G	弥刀東幼稚園	大蓮保育所	集約	幼保連携型認定こども園 (平成31年度)	未定	
	長瀬西幼稚園					○ 弥刀東幼稚園は平成28年度から (4歳児)新規入園停止
		存続				
			長瀬子育て支援センター (保育所機能)	存続		
	友井保育所	存続				

※Eリージョンには公立幼稚園および公立保育所はありません。

※Bリージョンの旭町子育て支援センターとEリージョンの楠根子育て支援センターは、単独の子育て支援センターとして存続します。

東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会（第 6 回）（報告）

日 時：平成 28 年 2 月 9 日（火） 14:00～16:30

場 所：総合庁舎 18 階 大会議室

出席者：委員 10 名

（中川会長、吉岡副会長、大庭委員、阪口委員、竹村委員、西田委員、廣瀬委員、古川委員、松葉委員、吉川代理委員）

事務局 15 名

（立花、南谷、田村、出口、清水、川西、三崎、寺岡、坂上、浅井、松田、来田）

（溝口、藤浪、大原、米田、西川）

傍聴者 1 名

計 名

資 料：資料 1 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画にかかる検討会議等の開催状況について

資料 2 幼保連携型認定こども園の開設に向けた今後のスケジュール

資料 3 公立の認定こども園～その課題と役割～

資料 4 東大阪市立幼保連携型認定こども園教育及び保育の内容に関する全体的な計画(案)

資料 5 幼保連携型認定こども園の行事について(案)

議 事

- (1) 公立幼保連携型認定こども園開設に向けたこれまでの経過と今後のスケジュール
- (2) 公立幼保連携型認定こども園のあり方
- (3) 教育・保育内容のあり方

主な意見等

- (1) に関し、施設整備経費及び保護者負担の考え方、新施設への利用者ニーズ、また地域に開かれた施設であるという点や利用者の視点に立った整備を進めるべきではないか等の意見及び指摘。
- (2) に関し、職員研修を含め支援者の質の向上という観点から新しくできる認定こども園を中心とした本市のこれからの教育保育を考えていけるシステムづくり、今までの子育て支援センターの取り組みを生かす等のモデルを作るという視点、東大阪市として地域の子育て支援事業を展開していくという方向性を打ち出している中で、これまでの幼稚園、保育所という特性文化にこだわり続けるのではなく、それらを踏まえ新たにどう展開していくのかの重要ではないか等の意見及び指摘。
- (3) に関し、0～2歳の期別の教育・保育カリキュラムの必要性、長時間預かる子どもたちの状況に応じた弾力的な運用が望まれる午睡のあり方等の意見及び指摘。

第6回子ども・子育て会議幼保連携検討部会 配布資料一覧

【資料1】 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画にかかる

検討会議等の開催状況について

【資料2】 幼保連携型認定こども園の開設に向けた

今後のスケジュール

【資料3】 公立の認定こども園～その課題と役割～

【資料4】 東大阪市立幼保連携型認定こども園

教育及び保育の内容に関する全体的な計画（案）

【資料5】 幼保連携型認定こども園の行事について（案）

1. 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画にかかる検討会議等の開催状況について

開催日			検討会議等の名称	検討メンバー(事務局:保育室、学事課除く。)	検討内容等
1	27	6	9 幼保園長所長顔合わせ会議	代表:園長6名、所長6名	
2	27	7	1 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係)会議	園長2名、幼稚園教諭4名、所長2名、保育士4名	プロジェクトチーム会議での検討内容等の説明
3	27	7	6 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:縄手南検討チーム)会議(第1回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士2名	施設レイアウト、必要面積等の要望事項の検討
4	27	7	9 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:小阪検討チーム)会議(第1回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士2名	施設レイアウト、必要面積等の要望事項の検討
5	27	7	10 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:縄手南検討チーム)会議(第2回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士2名	施設レイアウト、必要面積等の要望事項の検討
6	27	7	13 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:小阪検討チーム)会議(第2回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士2名	施設レイアウト、必要面積等の要望事項の検討
7	27	7	16 教育委員会、保育室事務担当者会議		幼保プロジェクトチーム(生活・教育関係、行事関係)開催に向けた事前調整(進め方の確認、幼保間の資料提供等)
8	27	7	21 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:小阪検討チーム)会議(第3回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士2名	施設レイアウト、必要面積等の要望事項の検討
9	27	7	22 幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:縄手南検討チーム)会議(第3回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士2名	施設レイアウト、必要面積等の要望事項の検討
10	27	8	5 教育委員会、保育室事務担当者会議(第2回)		幼保プロジェクトチーム(施設整備関係、生活・教育関係、行事関係)開催に向けた事前調整(進め方の確認、幼保間の資料提供等)
11	27	8	11 幼保プロジェクト(施設整備関係、生活・教育関係、行事関係)合同園長・所長会議	園長6名、所長6名	幼保連携型認定こども園教育・保育要領(教育・保育カリキュラム)の保育室案の提示、今後の検討スケジュールの提示
12	27	8	28 幼保プロジェクト(行事関係)園長所長打ち合わせ会議(第1回)	園長2名、所長2名	幼保行事内容の精査等
13	27	8	31 幼保プロジェクトチーム(生活教育関係)会議(第1回)	園長2名、所長2名、幼稚園教諭4名、保育士4名	教育・保育カリキュラム案の検討

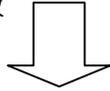
開催日				検討会議等の名称	検討メンバー(事務局:保育室、学事課除く。)	検討内容等
14	27	9	15	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第1回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
15	27	9	16	幼保プロジェクト(行事関係)園長所長打ち合わせ会議(第2回)	園長2名、所長2名	幼保行事内容の精査等
16	27	9	17	幼保プロジェクトチーム(生活教育関係)会議(第2回)	園長2名、所長2名、幼稚園教諭4名、保育士4名	乳児と幼児の2チームに分かれカリキュラムの検討
17	27	9	24	幼保プロジェクトチーム(施設整備関係:小阪検討チーム)会議(第4回)	園長、所長、幼稚園教諭2名、保育士1名	基本設計素案に対する意見、要望
18	27	9	25	幼保連携型認定こども園(縄手南幼)設計内容打ち合わせ(第1回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
19	27	9	28	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第2回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
20	27	10	1	幼保連携型認定こども園(縄手南幼)設計内容打ち合わせ(第2回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
21	27	10	8	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第3回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
22	27	10	9	幼保連携型認定こども園(縄手南幼)設計内容打ち合わせ(第3回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
23	27	10	15	幼保プロジェクトチーム(生活教育関係)会議(第3回)	園長2名、所長2名、幼稚園教諭4名、保育士4名	乳児と幼児の2チームに分かれカリキュラムの検討
24	27	10	22	幼保プロジェクトチーム(行事関係)会議(第1回)	園長2名、所長2名、幼稚園教諭4名、保育士4名	幼保行事内容の精査等
25	27	10	26	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第4回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
26	27	10	29	幼保連携型認定こども園(縄手南幼)設計内容打ち合わせ(第4回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ、調理室関係

開催日		検討会議等の名称	検討メンバー(事務局:保育室、学事課除く。)	検討内容等
27	27 11 2	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第5回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ、調理室関係
28	27 11 5	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第6回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
29	27 11 12	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第7回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
30	27 11 18	幼保プロジェクト(行事関係)園長所長打ち合わせ会議(第3回)	園長2名、所長2名	幼保行事内容の精査等
31	27 11 26	幼保連携型認定こども園(小阪幼)設計内容打ち合わせ(第8回)	園長、所長、営繕室、設計業者	基本設計にかかる打ち合わせ
32	27 11 27	幼保プロジェクト(生活教育関係)園長所長打ち合わせ会議(第1回)	園長2名、所長2名	幼保生活教育内容の精査等
33	27 12 15	幼保プロジェクトチーム(生活教育関係)会議(第3回)	園長2名、所長2名、幼稚園教諭4名、保育士4名	乳児と幼児の2チームに分かれカリキュラムの検討
34	27 12 17	幼保プロジェクトチーム(行事関係)会議(第2回)	園長2名、所長2名、幼稚園教諭4名、保育士4名	幼保行事内容の精査等、素案の決定
35	28 1 12	幼保プロジェクト(生活教育関係)園長所長打ち合わせ会議(第2回)	園長2名、所長2名	幼保生活教育内容の精査等、素案の決定

幼保連携型認定こども園の開設に向けた今後のスケジュール

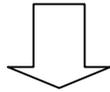
平成 28 年 2 月 9 日 第 6 回幼保連携検討部会

・今後の東大阪市幼保連携型認定こども園の全体的な運営方針について、幼保プロジェクトチーム会議（①生活教育関係：教育及び保育の内容に関する全体的な計画）（②行事関係：年間行事計画）のまとめた内容に関し、各プロジェクトチーム会議に参加している園長から報告。部会からの意見聴取



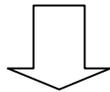
各プロジェクトチーム会議の開催（2月～3月）

- ①上記幼保連携検討部会からの意見を参考にし、変更点等があれば修正。
- ②あわせて、保育室及び教育委員会行政側で課題整理している教育・保育内容の部分に関し、教育・保育現場からの視点で検証



平成 28 年 3 月 7 日 第 20 回子ども・子育て会議

・第 6 回幼保連携検討部会で示した東大阪市幼保連携型認定こども園の全体的な運営方針（教育及び保育の内容に関する全体的な計画、年間行事計画）の報告



平成 28 年 4 月 第 7 回幼保連携検討部会（予定）

- ①計画案について各プロジェクトチーム会議で修正・変更した部分の確認。東大阪市幼保連携型認定こども園の全体的な運営方針（教育及び保育の内容に関する全体的な計画、年間行事計画）の決定（市民への公表（HP 等））
- ②教育・保育内容に関する各課題項目に関する進捗状況の報告及び意見聴取等

◎平成 28 年 4 月～ 各園（小阪・縄手南）プロジェクトチーム会議の開催（随時）

より具体的に園の地域性等を考慮した内容（教育・保育内容、行事内容）を精査予定

- ①各園教育・保育内容（年間計画（学期の計画）、月間計画、週案、日案等）
- ②各園行事計画等

◎平成 28 年度 幼保連携検討部会（2～3 か月に 1 回開催予定）

- ①定期的に教育保育内容に関する各課題項目の進捗状況の報告及び意見聴取等
- ②施設整備の進捗状況の報告及び意見聴取等

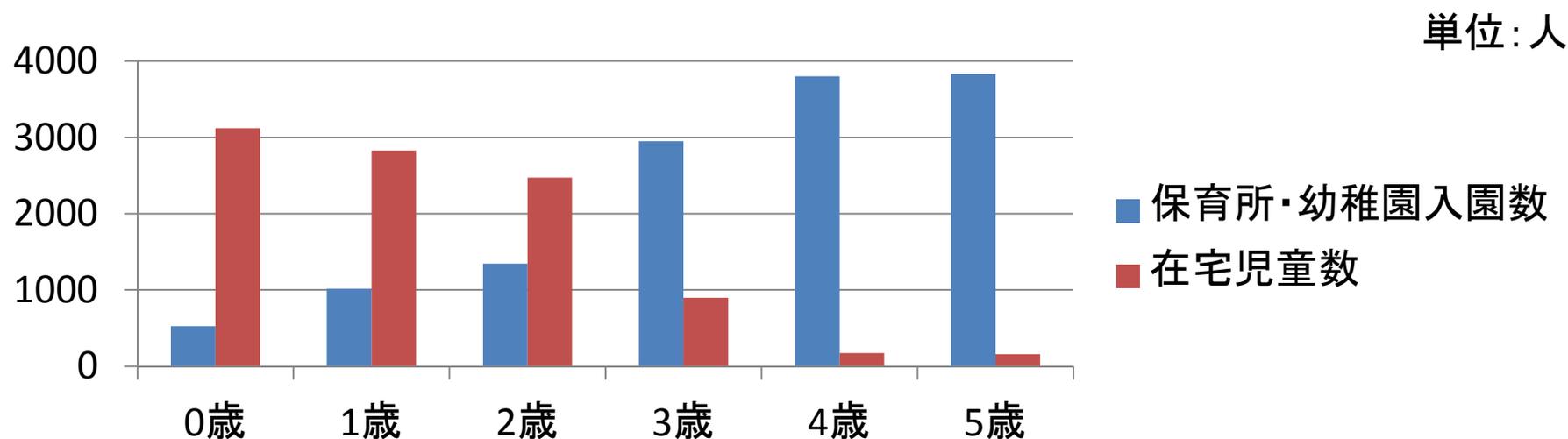
公立の認定こども園

～その課題と役割～

平成28年2月9日
子どもすこやか部

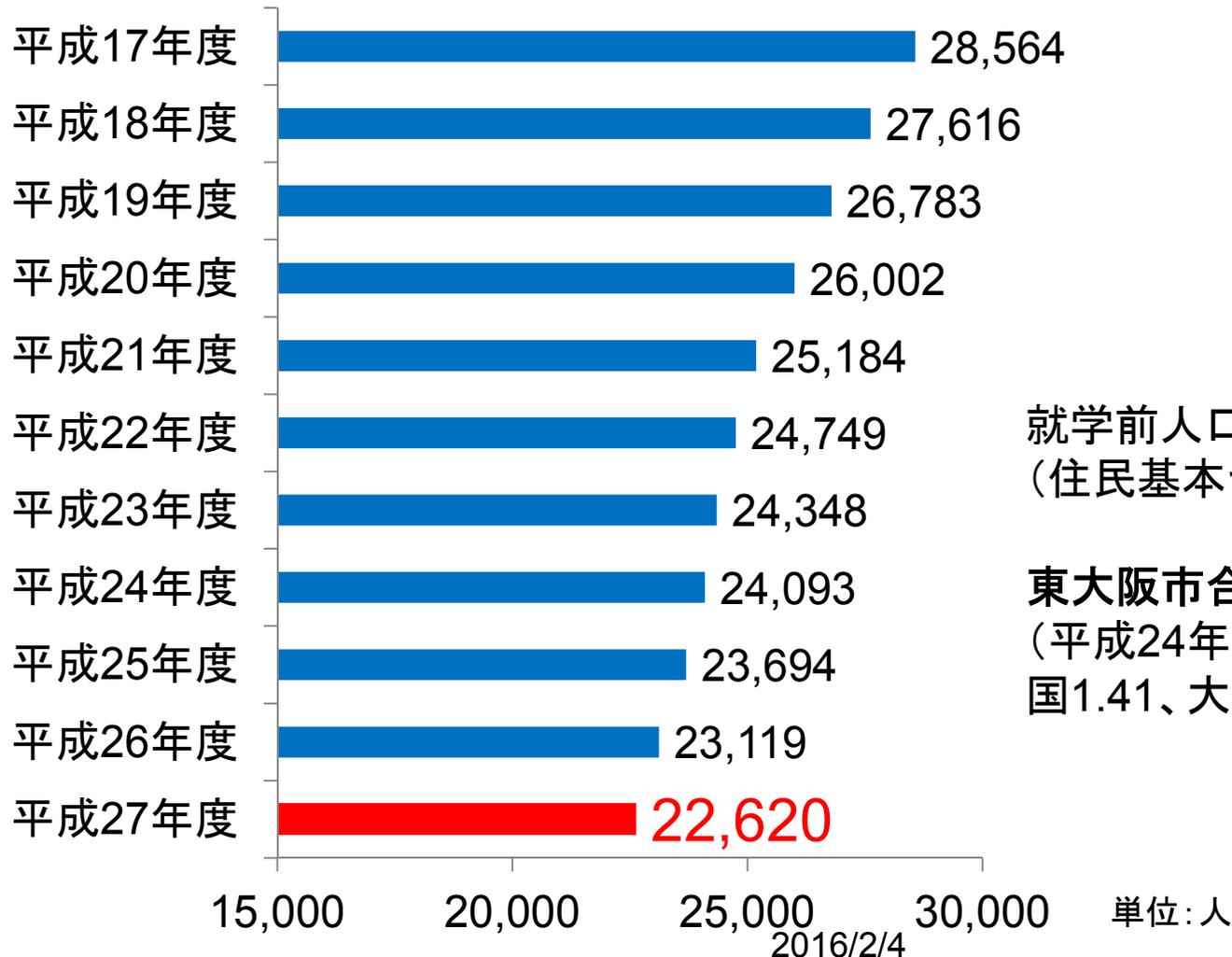
在宅児童数の現状(平成26年度)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
就学前児童数	3,647	3,844	3,817	3,849	3,974	3,988	23,119
保育所・幼稚園 入園数	526	1,016	1,344	2,951	3,801	3,829	13,467
在宅児童数	3,121	2,828	2,473	898	173	159	9,652
在宅児童割合	86%	74%	65%	23%	4%	4%	



2016/2/4

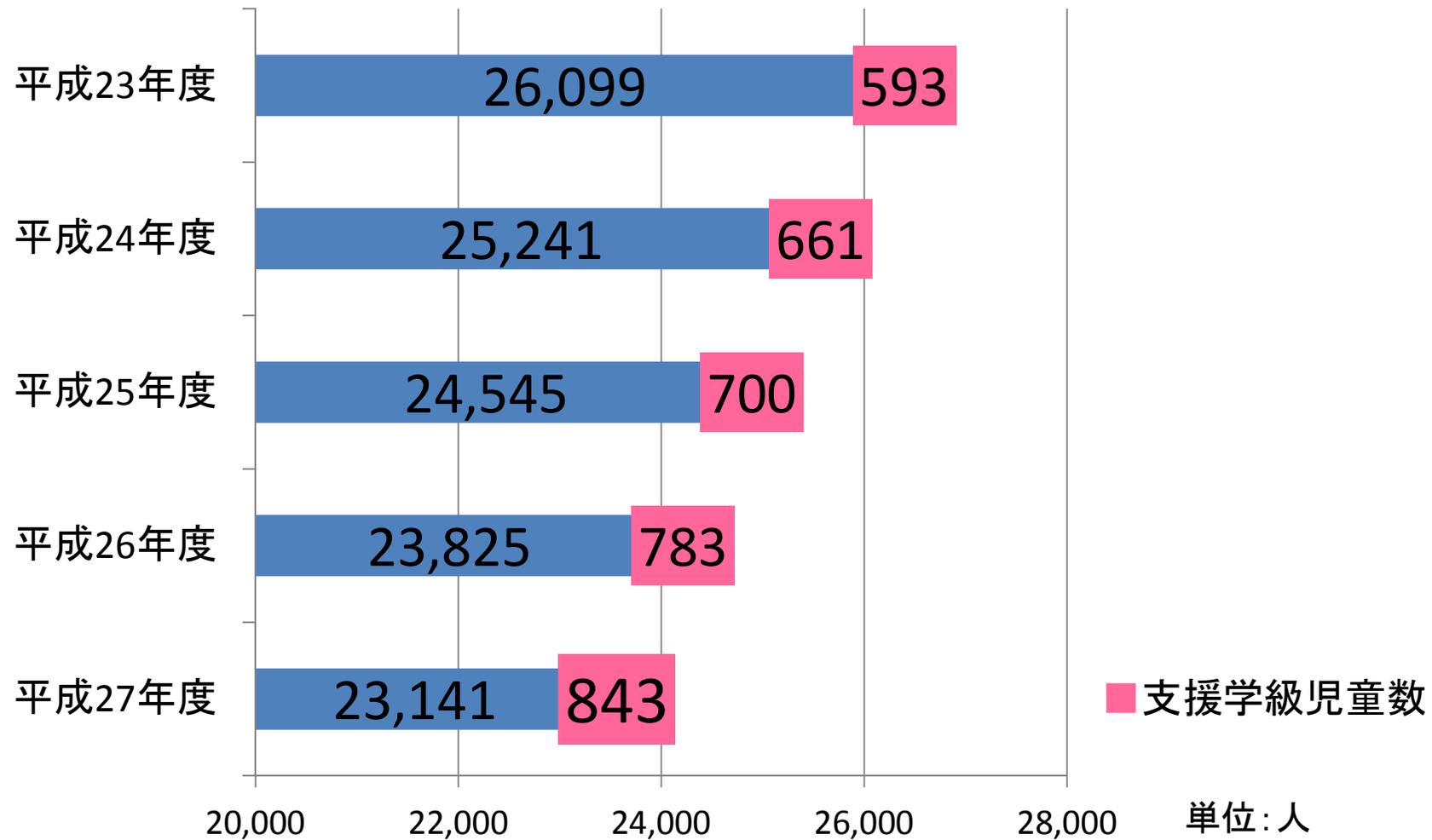
就学前人口の推移



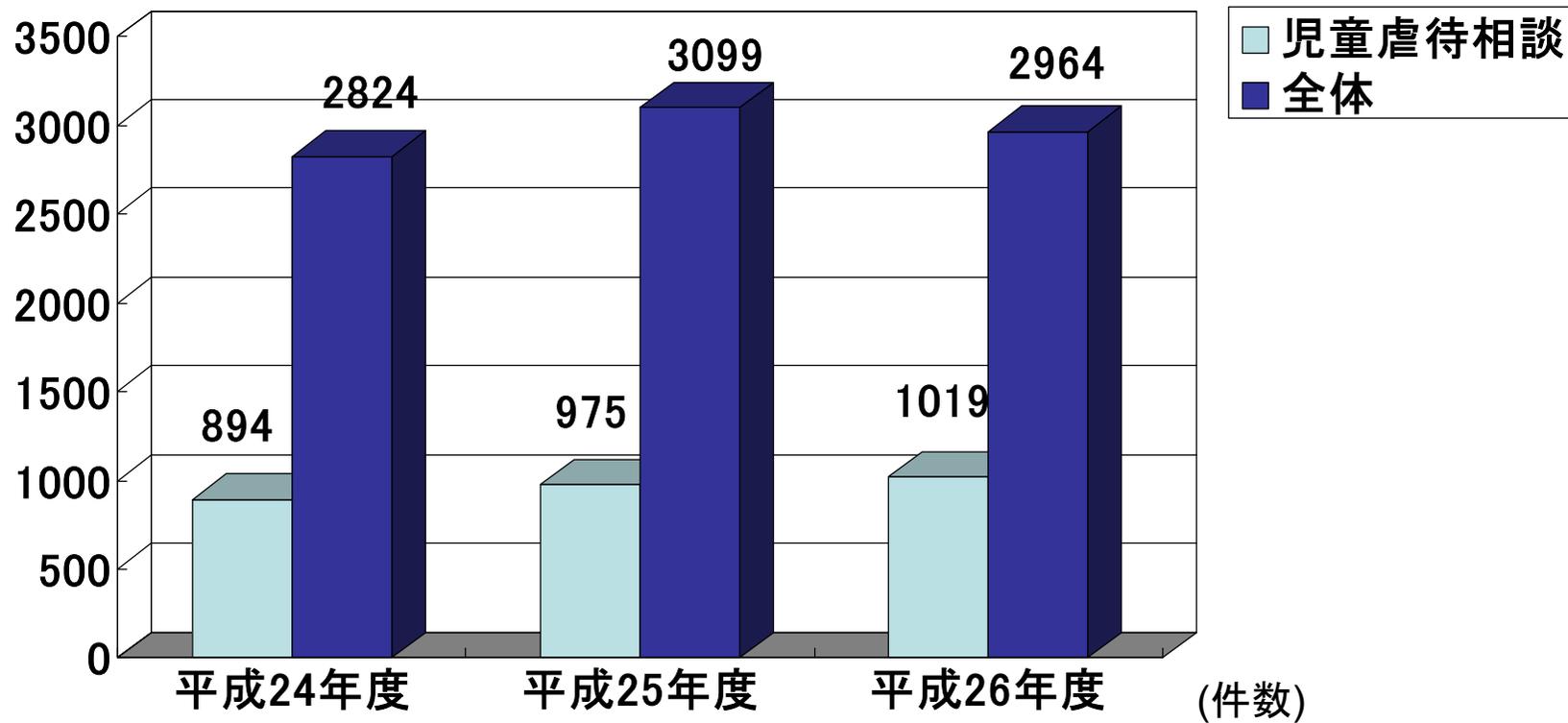
就学前人口 0歳～5歳
(住民基本台帳前年度末時点)

東大阪市合計特殊出生率 **1.27**
(平成24年度)
国1.41、大阪府1.31よりも低い

東大阪市の小学校児童数の推移



家庭児童相談室における相談件数



「公の役割」は時代とともに変わる

- 1965年(昭和40年)代～1975年(50年)代
- 「ポストの数だけ保育所を」に代表されるように行政が直営の保育所設置
- その後、民間保育所が整備されるとともに「公の役割」は変化⇒現代の「公の役割」は何か
- 少子化、人口減少の一要因として、安心して子どもを産み育てやすい環境づくり
- 「公の強み」を活かし市内全体の子どもを視野に、子育て・子育て支援を創出
- 地域力回復に向け、「つなぎ」「寄り添う」支援を創出

－万人アンケート調査結果から
～寄り添いつなぐ支援～

- 地域子育て支援拠点事業を「利用していない」と回答した人74%
- 「今後利用したい」と回答した人全体平均では22.6%であるが、年齢別で見ると0歳児では36.7%、1歳児で28.3%と高くなる
- また地域子育て支援拠点事業で利用したいサービスの回答(複数回答)では、「一時預かり」の38.5%より「子育て親子の交流の場の提供」と回答された方が43.9%と最も高く、次に「子育てに関する相談・援助」が34.2%、「子育てに関する情報の提供」が29.8%

一体性と一貫性の発揮

～教育と保育と子育て支援の総合化～

	〔保育を必要としない〕	〔保育を必要とする〕
3 から 5 歳 児	<p>【1号認定】</p> <ul style="list-style-type: none">○幼稚園○認定こども園 <p>利用児：140万 (44.3%)</p>	<p>【2号認定】</p> <ul style="list-style-type: none">○保育所○認定こども園 <p>利用児：144万 (45.6%)</p>
0 から 2 歳 児	<p>地域の子ども・子育て支援</p> <p>【0号認定】</p> <ul style="list-style-type: none">○一時預かり、利用者支援○子育て支援拠点等○認定こども園の支援機能 <p>利用児：221万(71.3%)</p>	<p>【3号認定】</p> <ul style="list-style-type: none">○保育所○認定こども園○小規模保育等 <p>利用児：89万(28.7%)</p>

公立の施設について「子ども・子育て支援事業計画」

● 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

- 1 地域における子ども・子育て支援強化
- 2 民間施設との連携の工夫
- 3 公の持つ強みに応じた役割再編
- 4 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

新たなセーフティネットとして公立の施設

子どもにやさしいまちづくり ～公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点に～

老朽化や耐震性に対応し、周辺に位置する施設を集約した再編整備

リージョン地域ごとに1箇所の子育て支援センターや
認定こども園などを基本に整備をはかる

「公立の認定こども園」のコンセプト

認定こども園の「公の強み」

⇒地域のセーフティネット

当然ながら従来の「公立幼稚園」と「公立保育所」
を併設したものが「公立幼保連携型認定こども園」
ではない

◎「公の強み」とは、これまで公立が継承してきた質の高い教育・保育の提供、要保護・要支援への対応や転入者等の年度途中の保育所入所、また園庭開放をはじめとする在宅子育て支援の取り組みや一時預かりなどの「公」ならではの取り組みの強化

◎一貫した子ども目線⇒**東大阪市全体の子どもを視野に**
⇒**しかも在宅子育て層が気軽に安心して利用**
⇒**「孤独と孤立」からの解放**

子どもを産み育てたいまち日本一へ

- 市民に喜ばれ、親しみを感じてもらえる認定こども園 ← 一般財源の投入
それゆえに市民コンセンサス
- 入園者だけでなく、一時預かりや利用者支援、子育て支援など誰もが利用しやすい
← 供給主体から需要主体へ
- 全国から注目される認定こども園
← 公の「0号認定」への支援のモデルを

子どもは社会で育ち・育てるもの

- 子どもたちが園生活で影響を及ぼしあい、興味や関心の輪を広げ、健やかに育つ質の高い教育・保育
 - 母親に仲間が要るように、子どもにも仲間がもっと必要
 - ポツンと子育てを始めている多くの親子にとって、安心して自然な出逢いの機会（「孤独と孤立」からの解放）
- ← 地域力低下と孤立化が進む子育て環境の中で、これまでの幼稚園と保育所の職員が力を合わせて新しい「公の役割」として「認定こども園」を創造

創り出す時代

**東大阪市立幼保連携型認定こども園
教育及び保育の内容に関する全体的な計画(案)**

[理念]

就学前の子どもたちの成長発達に応じた教育・保育を一体的に行う中で、心情、意欲、態度を培い、生きる力の基礎を育成する。

地域の中で子育て支援の拠点として公的な役割を果たすと共に、子育て支援策を充実させ、安心して子育てできるようにする。

[教育・保育方針]

- 1、子ども一人ひとりを大切にし、年齢毎の発達の特性に応じた教育・保育をすすめる。
- 2、基本的な生活習慣を身につけ社会生活における望ましい習慣や態度を育てる。
- 3、子どもの人格を尊重し、一人ひとりの自尊感情を養い人と豊かに関わる力を育てる。
- 4、人との関わりを大切にし、仲間の中で育ち合える教育・保育をすすめる。
- 5、小学校との円滑な接続をすすめる。
- 6、保護者と子どもの成長を共有し育ちを支える。
- 7、地域や関係機関と連携を図り、地域の実態に即した子育て支援をすすめる。

[保育時間等]

- 開園時間：7：00～19：00
 - 教育標準時間：9：00～14：00 *預かり保育：14:00～17：00（1号認定）
 - 保育標準時間：11時間 保育短時間：8時間 *延長保育時間：18：00～19：00
- ・教育時間は1日4時間とし、年間39週を下回らない（1号・2号認定）

[特に配慮すべき事項]

* 集団生活の経験年数が異なる園児に配慮し、0歳～就学前の一貫した教育及び保育を行う。

- ・ 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮し、教育及び保育の内容の工夫をする。

* 教育及び保育の環境の構成

- ・ 満3歳児以上は同一学年による学級編成とする。
- ・ 在園時間の違いに配慮する。
- ・ 異年齢集団活動ができるための工夫をする。

* 養護(生命の保持及び情緒の安定を図るため、保育教諭等が行う援助や支援、関わり)が基礎となり教育が展開される。

- ・ 生命の保持（園児が快適かつ健康、安全で過ごせるように配慮する）
- ・ 情緒の安定（園児が安定感を持って過ごし、安心して自分の気持ちを表し自己肯定感を育む）

* 障害のある子どもの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していく事に配慮する。

* 教職員で連携を図り、子どもの育ちの共通理解に努める。

* 健康・環境及び衛生管理・安全食育に関すること

- ・ 健康支援（健康及び発育発達状況の定期的、継続的な把握、健康診断の実施、虐待等早期発見、各関係機関との連携、感染症集団発生の予防、年間保健指導計画、教職員検診及び検便等）
- ・ 環境、衛生・安全管理（室内外の設備、用具等の衛生管理、園の適切な環境維持、園児・教職員の清潔保持、毎月の避難訓練等）
- ・ 食育の推進（自園給食の提供、行事食の提供、アレルギー食の提供、クッキング保育の実施、菜園活動等）

* 子育て支援に関すること

- ・ 保護者への支援（保護者との相互理解、就労と子育ての両立支援、預かり保育、延長保育、個別支援等）
- ・ 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援（一時預かり事業、園庭開放、育児相談、育児教室、赤ちゃん教室、お出かけ保育、子育ての集い、子育てサークルへの支援等）
- ・ 地域における関係機関等との連携(ケース会議、地域連携会議等)

* カリキュラムについては、今後も実態に応じて見直しを行っていく。

幼保連携型認定こども園 教育・保育カリキュラム

教育・保育の基本		子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものである。 ・人とかかわりを通して、安心感、信頼感をもっているいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねられるようにすること。 ・園児の主体的な活動を促し乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 ・遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること。 ・一人ひとりの特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。						
教育・保育目標		教育及び保育の生活を一体的に展開し、その中で心情、意欲、態度等を育成し生きる力の基礎を育成する。 (1)基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 (2)人とかかわりを大切に、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを図ること。 (3)身近な環境、自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 (4)言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 (5)さまざまな表現遊びに親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 (6)心身の健康の確保及び増進を図ること。			めざす子ども像		(1)安心感の中で生きていく力をもった子ども(養護) (2)心身ともに健康な子ども(健康) (3)仲間と共に育ち合える子ども(人間関係) (4)自然に親しみ意欲的に遊ぶ子ども(環境) (5)自分の気持ちや経験を伝えあえる子ども(言葉) (6)感性豊かな子ども(表現)	
教育・保育目標		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
教育・保育目標		・ぐっすり眠り、よく食べ、よく遊べるよう、個々の生活リズムを整える。 ・保育教諭等に安心して気持ちを寄せ、欲求や要求をさせられる。	・要求をしっかりとち、保育教諭等や友だちに自己主張をして自分の思いが崩れた時保育教諭等に支えられて気持ちを切り替えたり、立ち直ろうとする。	・自分の思いをまっすぐに出そうとする。 ・自らしようとする力を育てる。	・保育教諭等や友だちと遊ぶ中で自分のしたい事、言いたい事をことばや行動で表現する。 ・挑戦したことが出来、自信になる。	・集団の中で自己を発揮し自律性を育む。	・目標に向かって力を合わせて活動し、自主性や協調性を育む。	
ねらい(①心情②意欲③態度)		内容						
養護	生命の保持	●食事、睡眠、排泄等生理的欲求を満たし気持ち良い生活を送れるようにする。	●食事、排せつ、着替え等を自分でしようとするのを見守り、援助する。	●簡単な身の回りのことを自分でできるように援助する。	●基本的な生活習慣を身につけられるように援助する。	●基本的な生活習慣が身につく、見通しを持ち、生活できるように促す。 ●自らの体調の変化に気づき、衣服の調節ができるように声をかける。	●自分の身体を大切に、基本的生活習慣を確立する。 ●主体的、意欲的に生活が送れるようにする。	
	情緒の安定	●子どもの欲求や気持ちを受け止め、心地よさを感じられるようにする。	●自分の気持ちを安心して出せるように信頼関係を築く。	●子どもの思いを受け止める。 ●友だちの中で安定してすごし、自己主張できるように見守る。	●要求を受けとめ、安心して生活を送れるように援助する。 ●子どもが主体的な生活ができるような工夫をする。	●年長への期待を持ち、色々な活動に意欲的に取り組めるようにする。 ●活動を通じて自信を持ち、おとなや友だちとの信頼関係を築けるようにする。	●友だち同士で認め合い、みんなで達成感のもてる取り組みができるようにする。 ●ありのままの自分を受けとめ、間違っても失敗してもやり直せるように見守る。	
教育及び保育	健康	①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	●よく食べ、よく遊び、よく眠り、24時間の生活リズムの中で、健康なからだをつくる。 ●寝返り、這う、座る、立つ、伝い歩き、歩くなどそれぞれの発達段階に応じた動きをする。	●歩行が確立し、生活・遊びのなかで身体を使う楽しさを知る。 ●散歩にでているいろいろな道(坂道、砂利道など)を歩く。	●歩く・走る・跳ぶなど、全身を使って遊ぶことを楽しむ。 ●指先を使った遊びを楽しむ。	●遊びの中で身体を動かす楽しさを知る。 ●さまざまな遊具を使って楽しく遊ぶ。	●友だちと身体を動かす遊びや活動で色々な身体をつくる。 ●細やかな動きや協応動作が可能になり、気持ちや身体を調整しようとする。	●自分で自分の身体を調整する力を身につける。 ●協応動作を充実させ、柔軟な動きをしようとする。
	食育	●離乳食などを通して、いろいろな味を知り、楽しく意欲的に食べる。	●いろいろな味を知り、楽しく食べる。 ●スプーンを使って食べる。	●楽しい雰囲気の中で食べる。 ●食べることに興味や関心をもつ。	●みんなで一緒に作って楽しく食べる経験を共有する。	●食べることを通じて、物や命の大切さがわかる。 ●栽培や調理を通して自分たちで作って食べることを楽しむ。	●食べ物に関心を深め食事と体の関係に興味をもつ。 ●収穫の喜びを知り、調理を通して自分たちで作って食べることを楽しむ。	
	人間関係	①幼保連携型認定こども園の生活を楽しく、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ②身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。 ③社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	●保育教諭等とかかわりのなかで大人に愛されている実感をもち、大人への信頼感を持つ。	●安定した関係を土台に保育教諭等や友だちに関心を持ちかかわる。	●友達と関わる心地よさを知り、好きな友だちができる。 ●保育教諭等のすることに興味を持ち、お手伝いをしようとする。	●自己主張をし、保育教諭等に受け止めてもらいながら相手の気持ちにも気づいていく。 ●好きな友だちと一緒に遊ぶことを楽しむ。 ●簡単なルールのある遊びを楽しむ。	●遊びや活動の中で、自分の思いを出し、意見の食い違いやトラブルを、保育教諭等の力も借りながら子ども達で解決しようとする。 ●ルールのある遊びを楽しむ。	●生活や遊びの中で友達を応援したり、みんなの力を合わせることを大切にする。 ●互いの思いを出し合い物事を解決しようとする。 ●ルールを守って遊ぶ楽しさを知る。
	環境	①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 ②身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ③身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	●五感を働かせ、自然物や身の回りの物に自ら関わる。	●身近な環境に自ら関わろうとし、探索活動を楽しむ。 ●道具を使っての遊びを楽しむ。	●身の回りの事物や自然、虫や小動物に興味をもつ。 ●変化する素材などでおもいっきり身体をつかって遊ぶ。	●身近な自然に興味を持ち、見たり触れたりして好奇心を持つ。	●身近な動植物に触れる。 ●自然現象や身近な環境への関心が高まり、ものごとの本質をとらえようとする。	●身近な自然や事象に興味を持ち遊びや生活に取り入れる。 ●遊びや生活の中で、文字や数量に関心や興味を持つ。
言葉	①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。	●発声や喃語、手差し、指さし、身振りなどで気持ちや要求を保育教諭等に伝える。 ●物の名前や簡単な言葉がわかる。	●大人の言葉がわかり、保育教諭等に態度や言葉で自分の思いを伝えようとする。 ●簡単な絵本をくりかえし楽しむ。	●自分の思いを言葉でつたえようとする。 ●簡単な会話ややりとりを楽しむ。 ●経験したことを言葉で表現しようとする。 ●絵本を楽しむ。	●自分の思ったことや感じたことを言葉で表現し、保育教諭等や友達とやり取りを楽しむ。 ●生活に必要な言葉を理解し、友だちと言葉で交流する。 ●簡単なストーリーのある絵本を楽しむ。	●生活や遊びに必要な言葉が分り、自分の経験したことや考えたことを伝え合う。 ●言葉で行動を調整する。 ●絵本の世界を楽しむ。	●人の話を注意して聞き、相手にも分かるように話す。 ●絵本を見たりおはなしを聞く中で、言葉に対する感性が豊かになる。	
表現	①いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	●保育教諭等の動きに興味を持ち、模倣をする。	●みため、つもり遊びや模倣遊びを楽しむ。 ●保育教諭等がする歌や手遊びなどに興味を持ち、一緒に楽しむ。	●生活再現遊びから、みためつもり遊びの世界をひろげごっこ遊びを楽しむ。 ●見たこと経験したことを言葉で伝えようとする。	●歌や手遊びを楽しむ。 ●保育教諭等と一緒にごっこ遊びをみんなで楽しむ。 ●経験した事など自分なりに表現する。	●絵本やごっこ遊びの中でイメージを膨らませて遊びを楽しむ。 ●友だちとイメージを共有して劇遊びを楽しむ。 ●楽しかったこと、経験したことを色々な形で表現する。	●自分の感じた事思った事想像したことや色々な方法で表現する。 ●友だちとイメージを共有し劇づくりに楽しむ。 ●さまざまな経験を通して感性を高め、表現力を豊かにする。	
指導計画の作成		子どもがその時期にふさわしい生活が保障され、適切な指導が行われるよう調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導の実施。 ①具体的に作成すること。 ②活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるよう園児が安心感を得て、なじんでいくようにすること。 ③様々な人や物とかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。 ④長期の指導計画、短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。 ⑤園児一人ひとりが興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。 ⑥園児の人権や園児一人ひとりの個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。 ⑦創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。						
研修計画		職員の資質向上 研修等						
自己評価		保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立)						

		I期（4～5月）	II期（6～8月）	III期（9～10月）	IV期（11～12月）	V期（1～3月）
ねらい		<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちに親しみをもつ。 ・一日の生活の流れや身の回りの始末の仕方を知る。 ・春を感じながら身近な自然に親しみをもつ。 ・自分の好きな遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちと一緒に夏の遊びを楽しむ。 ・身の回りのことを自分でしようとする。 ・遊びの中で体を動かす楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の自然に触れながら、のびのびと遊ぶ。 ・戸外で十分に体を動かしながら遊ぶ。 ・友だちとのかかわりを楽しみながら、ルールがあることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちと一緒に遊びが広がる楽しさを感じる。 ・経験したことや感じたことなどを自分なりに表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さに負けずに体を動かして遊ぼうとする。 ・自然に触れて遊ぶ中で、自然現象に興味をもったり、移りゆく季節を感じたりする。 ・友だちと一緒に、自分のイメージするものになりきって遊ぶ。
養護		<ul style="list-style-type: none"> ・身の周りの始末ができ、安全な生活の仕方に気づけるようにする。 ・一人ひとりの子どもの欲求を受け止め、安心して生活できるようにする。 				
内容	I健康（健康な体をつくる力）	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活のリズムを身につける。 ・さまざまな遊具の遊び方を知る。 ・好きな遊びを見つける。 ・楽しく体を動かす 	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔の習慣に関心を持ち、簡単な身の回りの始末をしようとする。 ・安全に気をつけながら、水遊びやプール遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でしようとする。 ・さまざまな遊具や用具に触れ、体を動かすことを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸外でのびのびと身体を動かして遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活に必要な活動を知る。 ・全身を使った遊びを楽しみ、寒さに負けず、元気よく過ごす。
	II人間関係（人とのかかわる力）	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活の仕方や身の回りのことを、保育教諭等と一緒にしながら身につけようとする。 ・保育教諭等に親しみを持ち、一緒に遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちのしていることに興味・関心を持ち、一緒に遊ぶ。 ・身近な人に親しみを持ち、自らかかわろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。 ・身近な人に挨拶をしようとする。 ・友だちとのかかわりの中でルールを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単なルールのある遊びを通して、友だちとのかかわりかたを知る。 ・遊びの準備や片づけなどを、保育教諭等や友だちと一緒にしようとする。 ・自己主張し、大人に受け止めてもらいながら相手の気もちに気づく 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の思いを伝えたり、表現したりしながら、友だちと共感して遊ぶ楽しさを味わう。 ・成長したことを喜び、進級を楽しみにする。
	III環境（自然や身近な環境にかかわる力）	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で親しみやすい草花や虫などに触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水や土などに触れ、夏の遊びを楽しむ。 ・生き物や植物に興味を持ち、世話をするのを見たり手伝ったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集めた木の実や木の葉を使って並べたり、比べたりすることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の自然に触れる中で、自然物に興味・関心をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・霜や氷、吐く息の白さなど、冬の自然の不思議さに触れ、興味をもつ。 ・春を楽しみに待つ。 ・遊びや生活の中で、大小・長短・多少などを知る
	IV言葉（思いを伝える力）	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の挨拶を進んでしようとする。 ・絵本や紙芝居を見たり聞いたりすることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・したいことやしてほしいことを保育教諭等に身振りや知っている言葉で伝えようとする。 ・生活の中で必要な言葉が分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験したことや楽しかったことを保育教諭等や友だちに自分なりの言葉で話そうとする。 ・絵本を見たり、読んでもらったりする中で、さまざまな言葉に興味をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活におけるさまざまな人とのかわりの中で、生活に必要な言葉を知っていく。 ・遊びの中で保育教諭等や友だちとの言葉のやりとりを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちの話を聞こうとする。 ・繰り返しのあるお話に興味をもって、見たり聞いたりすることを楽しむ。
	V表現（感性豊かに表現する力）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等と一緒に歌ったり、手遊びしたりすることを楽しむ。 ・いろいろな素材を使って描いたり、作ったりすることに興味をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな歌に興味を持ち、楽しく歌う。 ・自分の思いや経験を話しながら、のびのびと描いたり、作ったりすることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽に合わせて体を動かしたり、踊ったりすることを楽しむ。 ・自分でイメージをもって、描いたり、作ったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと一緒に歌ったり、簡単な打楽器を使ってリズム遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと歌うことを楽しみ、一緒に表現したり、踊ったりする。 ・絵本の世界を楽しみ、共通のイメージをもってごっこ遊びを楽しむ。
<ul style="list-style-type: none"> ●環境構成 ★保育教諭の援助 		<ul style="list-style-type: none"> ●靴箱、ロッカー等にしるしを付けたり、グループを作るなど自分の場所という安心感をもてるようにする。(★園生活の流れや身の回りの始末の仕方を繰り返し知らせる。) ★身の回りのことを自分の力でできるように援助をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●砂、水、泥、土粘土など可塑性のある素材に十分に触れ、全身でその感触が味わえるような時間や場所を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全身を使った遊びを繰り返し楽しめるような環境を工夫する。 ★子どもの興味、関心があるものを把握し、やってみたいという気もちを大切に 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な自然に触れ、興味を引き出せるような環境をつくる。 ●親しみのある音楽に合わせて表現する楽しさを味わえるようにする。 ★その子なりの表現を認め、保育教諭等も一緒に楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●季節感のある遊びや行事を通して、みんなで遊ぶ楽しさが味わえる環境を工夫する。 ★自分でできるようになったことを認め、進級への期待や自信に繋げていく。

		I期(4~5月)	II期(6~8月)	III期(9~10月)	IV期(11~12月)	V期(1~3月)
ねらい		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境に慣れ、保育教諭等や友だちに親しみを感じながら生活する。 ・友だちの遊びに関心を示し、一緒に好きな遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気の合う友だちと一緒にいろいろな遊びを楽しむ。 ・園生活の流れが分かり、自分から進んで行動しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単なルールのある遊びを知り、保育教諭等や友だちと遊ぶ楽しさを味わう。 ・友だちと一緒に戸外で十分に体を動かして遊ぶことを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じ取り、身近な自然にかかわって遊ぶ。 ・友だちと考えを出し合いながら、いろいろな遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとのつながりを深めながら園生活を楽しむ。 ・進級への期待をもち、生活の流れに見通しをもって過ごす。 ・冬の自然現象や春の訪れに興味や関心をもち。
養護		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣や態度を身につけるようにする。 ・一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、情緒の安定を図るようにする。 				
内容	I健康(健康な体をつくる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣が身につき、自分でするようにする。 ・保育教諭等や友だちと一緒に十分に体を動かして遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊びやプール遊びを楽しみ、水の心地よさを感じる。 ・自分の体に関心をもち、進んで衣服の着脱を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な運動遊びに興味や関心をもち、友だちと一緒に取り組む楽しさを味わう。 ・遊具や用具の安全な使い方を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な遊具や用具を使い、友だちと遊ぶ。 ・自分で衣服の調整を行い、健康管理に気をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さに負けず体を十分に動かすことを楽しむ。 ・冬の健康生活に必要な生活習慣を身につける。
	II人間関係(人とかかわる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちと触れ合って遊ぶ。 ・園生活に必要なきまりや約束があることを知り、守ろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気の合う友だちと一緒に好きな遊びをする。 ・異年齢児に関心をもち、かかわって遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな友だちとかがわって遊ぶ。 ・共同の遊具や用具を大切にし、順番に使う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守りながら、友だちと一緒に集団遊びを楽しむ。 ・地域の人々と触れ合い、親しみをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとしたいや考えを出し合いながら遊ぶ。 ・成長を喜び、身近な人への感謝の気持ちをもつ。
	III環境(自然や身近な環境にかかわる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な飼育動物の世話をしたり、草花・虫などに触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土・砂・水などで遊び、気持ちよさを味わう。 ・植物や野菜に親しみ、世話をすることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木の実や木の葉を集めたり、遊びに取り入れたり、秋のみのりを喜ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な木々の美しさや、変化を感じ取り、色や形に興味をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬の自然現象に興味をもち、発見したり、不思議さを感じたりする。 ・遊びの中で文字や数に興味をもつ。
	IV言葉(思いを伝える力)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちの話の聞いたり、自分の気持ちを伝えようとしたりする。 ・友だちと一緒に絵本を見たり、読んでもらったりすることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で保育教諭等の話を聞こうとする。 ・生活や遊びに必要な言葉の使い方を覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友だちの話に興味や関心をもち、親しみをもって聞く。 ・いろいろな絵本や物語などに親しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手に分かるように自分の思いを伝えようとする。 ・お話の世界を友だちと一緒に楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちの話の聞いて相手の思いに気づく。 ・絵本のお話などからイメージを膨らませ、言葉で表現する。
	V表現(感性豊かに表現する力)	<ul style="list-style-type: none"> ・歌をうたったり、体を動かしたりして楽しむ。 ・身近な素材を使って、描いたり作ったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活体験をごとこ遊びに取り入れて、友だちと遊ぶ。 ・イメージを広げ、様々な素材や道具を使って描いたり作ったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな材料や用具を使って見たことや感じたことを表現しようとする。 ・自分の思いを伝えながら、友だちと一緒に作ったもので遊ぶ楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと一緒にイメージを共有し、作ったり、描いたりすることを楽しむ。 ・友だちと一緒にうたったり、音楽にあわせて楽器を鳴らしたりすることを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お話の世界の中で友だちと一緒に作りきって表現する。 ・いろいろな素材を使い、工夫してイメージしたものを作る。
<ul style="list-style-type: none"> ●環境構成 ★保育教諭等の援助 		<ul style="list-style-type: none"> ●持ち物の準備や後始末が自分でできるよう、遊具や用具の表示の仕方や場を工夫する。 ★安心して園生活が送れるように新しい環境の中で友だちとかがわりがもてるような言葉かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●興味、関心に応じて、自ら遊びや活動に取り組めるよう環境を構成する。 ★友だちとかがわりながら遊んでいる姿を認め、トラブルがおこったときは保育教諭等が思いを受け止め、互いの思いを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの興味、関心に応じて活動への意欲がわくよう、いろいろな素材や用具を十分に用意する。 ★個人差があることを考慮し、一人ひとりの頑張っている姿や成長したことを認め励ます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共同で使う遊具や用具を自分たちで分けたり整理したりできるよう、置き方を工夫する。 ★個や集団で遊ぶ中で相手の気持ちが分かるよう、保育教諭等が仲立ちをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に向かって取り組めるよう言葉かけを充分に行い、自ら取り組めるよう遊具や用具を準備する。 ★進級への期待の支えとなるようなかがわりや言葉かけを意識する。

		I期（4～5月）	II期（6～8月）	III期（9～10月）	IV期（11～12月）	V期（1～3月）
ねらい		<ul style="list-style-type: none"> ・年長になった喜びや自覚をもち、進んでさまざまな活動に取り組む。 ・春の自然に親しみ、取り入れて遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・思ったこと、感じたことを伝え合う楽しさを味わう。 ・身近な動植物に親しみ、その成長や変化に興味や関心をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとのつながりを深め、互いに思いや考えを出しながら一緒に遊びを進めていく楽しさを味わう。 ・目的をもって活動に取り組み、自己を十分に発揮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと共通の目的をもって、遊びを創り上げ、やり遂げる喜びと充実感を味わう。 ・イメージを広げ、さまざまな方法で表現する楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長した喜びや感謝の気持ちをもち、入学への期待と自覚をもつ。 ・冬の自然現象や春の訪れに気づき、自然の不思議さや生命力を感じる。
養護		<ul style="list-style-type: none"> ・体や病気について関心をもち、健康的な生活に必要な習慣や態度が、身につくようにする。 ・友だちや保育教諭等との安定した生活の中で、満足感や達成感を感じ、意欲的に生活できるようにする。 				
内容	I健康(健康な体をつくる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や玩具で遊ぶ中で安全に気をつけて行動する。 ・進んで戸外で遊ぶ。 ・食物の役割を知り、色々な物を食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 ・食べることに興味をもち、野菜を栽培する楽しさを味わう。 ・水の心地よさを感じながら、楽しんで身体を動かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時などの行動の仕方がわかり安全に気を付けて行動する。 ・友だちや保育教諭等と一緒に目的をもって身体を動かすことを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体を十分に動かしながら、いろいろな運動遊びに進んでとりくむ。 ・衣服を調整し、体温調節を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のマナーや時間を意識しながら食べる。 ・身の回りの整理整頓を丁寧に行う。
	II人間関係(人とかかわる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・きまりの大切さや必要性に気づき、守ろうとする。 ・年長になった自覚をもち、年少児に優しくかかわろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに思いや考えを出し合いながら、相手の思いを理解しようとする。 ・年少児を誘ったり、一緒に遊んだりして進んでかかわる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールや役割などを話し合い、友だちと協力して遊びを進める。 ・友だちと協力してやり遂げた時の達成感を味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと一緒に遊びを発展させる楽しさを味わう。 ・互いの思いを伝え合いながらトラブルなどを自分たちで解決しようとする。 ・地域の人々と触れ合い親しみをもち、人とかかわる楽しさを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の目的に向かって役割を分担したり、協力したりしながら遊びをつくり上げていく。 ・心身の成長を喜び、世話になった人々への感謝の気持ちや入学への期待をもつ。
	III環境(自然や身近な環境にかかわる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な動植物や自然に触れ、遊びに取り入れる。 ・飼育や栽培活動を通して、生命の大切さに気づく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事象に興味をもったり、季節の変化に気づいたりする。 ・水や土、泥などの夏ならではの遊びを思い切り楽しみ、開放感を味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのいろいろな事象に関心をもち、試したり調べたりする。 ・自然物を使って工夫し、いろいろな遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然の美しさに気づいたり、発見したりして感動を共有する。 ・秋の収穫の喜びを味わい、感謝の気持ちをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氷・霜など冬の自然事象や春の訪れに興味・関心をもち、見たり試したりして遊ぶ。 ・生活の中で数量・図形・文字に興味や関心をもつ。
	IV言葉(思いを伝える力)	<ul style="list-style-type: none"> ・使う言葉を選び、自分の思いを適切に表現しようとする。 ・保育教諭等や友だちと考えやイメージを出し合って遊ぶことを楽しむ。 ・いろいろな分野の絵本などに親しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとイメージを共有しながら、遊びを楽しむ。 ・自分たちでやり取りをしながら、話を広げる楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の話をよく聞いたり、相手に分かるように話し、やり取りをする中で互いに認め合おうとする。 ・絵本の世界で想像を膨らませ、聞くことや自分で読むことを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発見したことや驚きを友だちや保育教諭等に話したり、共感してもらうことに喜びを感じる。 ・文字に興味や関心をもち、生活や遊びの中に取り入れようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験したことや思いなどを、みんなの前で話す。 ・話す相手によって使う言葉や話し方がちがうことに気づく。 ・身近な人々に感謝の気持ちを言葉で伝える。
	V表現(感性豊かに表現する力)	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな素材や用具に親しみ、描いたり、つくったりすることを楽しむ。 ・友だちと一緒に楽しくうたったり、リズムに合わせて身体表現を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のイメージを広げながら、試したり、考えたり、工夫して表現することを楽しむ。 ・友だちの表現に興味をもって見たり一緒に表現することを楽しむ。 ・楽器を使ってリズム遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料や用具を目的に応じて使おうとし、自分のイメージを表現しようとする。 ・友だちと一緒に歌の雰囲気を感じながらうたったり、楽器を使って合奏することを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとイメージを共有しながら、いろいろな方法で表現しようとする。 ・友だちと心を合わせてうたう心地よさを感じたり、合奏することを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うたうことや合奏を通して友だちと一緒に表現する楽しさを味わう。 ・いろいろな用具や素材を使い、遊びに必要なものを友だちと相談したり、協力したりしながら作る。
<ul style="list-style-type: none"> ●環境構成 ★保育教諭の援助 		<ul style="list-style-type: none"> ★年長児になった喜びに共感し、進んで活動しようとする意欲を受け止める。 ●親しみのある用具や素材、使ったことのある遊具などを用意し、スムーズに新しい環境になじめるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら興味をもってかかわれる環境を準備して、自由に表現活動ができるようにする。 ★一人ひとりの取り組みやグループ活動の様子を知らせ、友だちの動きを意識し、良さに気付けるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分たちで相談したり協力したりしながら、生活や遊びが楽しめるように場や時間の工夫をする。 ★一人ひとりのがんばりを友だちどうしで認め合い、目標に向かって一緒に活動できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然物で遊んだり、遊びに必要なものを作ったりできるように材料や用具を身近に用意しておく。 ★様々な活動の中で共通のイメージをもって活動が進められるように援助し、子ども同士のつながりをさらに深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ★就学に向けて、期待や自信をもって就学できるように気持ちの安定をはかる。 ●遊びや日常生活の中で文字や数量にかかわって遊べるような場をつくる。

幼保連携型認定こども園の行事について(案)

* 行事のための行事にせず、0歳から就学前の子どもたちの日常生活・教育の延長線上に行事があることを前提に取り組む

行事の取り組みの考え方

下記の5項目が守られる体制を整える。

- 1) 今までの幼稚園及び保育所の教育・保育水準を低下させない
- 2) 子どもたちに不利益にならないようにする
- 3) 子どもたちに負担にならないようにする
- 4) 保護者が就労していることや様々な保護者の思いを受け止めながら取り組む
- 5) 今まで行ってきた行事をもとに、幼保連携型こども園として新たに考えていく

教育・保育にかかわる行事

	行事	幼保一致点	課題	考え方・選択肢
子どもが大きく成長する行事	運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と保護者共にこどもの成長を喜び合う場にする。 ・職員は交代で振り替えを取得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜・祝日に行った時の1号認定の振り替えをどうするか。 ・開催時間の問題。 ・職員のみで運営するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児が集団でおこなった達成感を集団で分かち合うため、振り替え休日を設けないという考え方と、達成感や一体感は、代休明けでも可能という考え方がある。 ・1号認定児は体力保持のため代休を取る。 ・2号3号は翌日の保育がある。体力保持のため午前中で終了する。 ・3号のみ午前中で終了する。
	合宿	<ul style="list-style-type: none"> ・園行事として取り組むのであれば、すべての時間帯を市が責任を持つ。 ・1号認定は東大阪独自の特別な保育としての位置づけで、超過料金なしで参加できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全面の確保をどうするか。 	
	作って遊ぼう(製作展)	秋ごろの開催で、形式は各園で検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者参加をどのようにするか。(就労保障の問題がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示して見てもらう。 ・保護者にお客さんになってもらうなどする。
	生活発表会(劇ごっこ)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称については、乳児も参加するので「生活発表会」が良い。 ・職員と保護者が共にこどもの成長を喜び合う場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日程と時間帯をどうするか。午前中で終了するのか。土曜日開催か。 ・1号認定の代休をどうするか。 	
	音楽会	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器に触れる。 ・どこかの場で披露する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どういう形で披露するか。 ・保護者参加をどうするか。(就労保障の問題がある) ・音楽会と生活発表会の日程が近いので、こどもの負担が大きいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者参加にしないで、誕生会やクリスマス会で披露する方法もある。 ・生活発表会の中で楽器に取り組む方法もある。 ・保護者参加とするならば、楽器披露は幼児だが、親子で触れ合う日として乳児も参加できるのではないか。
	絵画展	<ul style="list-style-type: none"> ・絵画の取り組みは行う。但し、展示の日程や展示物については、各園で調整する。 		
	お別れ会		<ul style="list-style-type: none"> ・どんな形式で行うか。 ・保護者参加をどうするか。就労保障の問題がある。 	
	卒園式		<ul style="list-style-type: none"> ・4歳児の参加をどうするか。(スペースの問題がある) ・日程をどうするか。 ・全園児の参加をどうするか。 	

	行事	幼保一致点	課題	考え方・選択肢
季節・毎月の行事	<ul style="list-style-type: none"> ・こいのぼり集会 ・七夕の集い ・プール開き ・平和教育 ・プールじまい ・敬老の集い(祖父母参観) ・もちつき ・お楽しみ会(クリスマス会) ・節分(豆まき) 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、それぞれのこども園で検討する。 ・お楽しみ会(クリスマス会)は各園で名称を決める。 ・8月生まれの誕生会は8月の登園日(1号認定)に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もちつき等地域との兼ね合いをどこまでするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面を第一に考える ・地域に根ざしたこども園にするため、地域との関係は大切にする。
その他の行事	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室 ・環境教育出前講座 ・消火訓練教室 ・自転車教習等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各園で取り組みを考える。 		
	避難訓練(火事・地震・竜巻・不審者・洪水)			<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの災害に対して毎月1回は行う
	遠足(バス・電車含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児クラス以上の子どもたちに年1回はバス遠足を行う。 ・バス遠足の時間は、その時しか味わえない活動であるため、1号認定の時間帯を超過しても、超過料金を保護者から徴収しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス代についてはどうするか。 ・入館料金について、幼稚園同様、東大阪市立児童文化スポーツセンター条例規定により、無料にしてほしい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培活動 ・クッキング保育 			衛生面・アレルギー児への配慮が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・個人懇談 ・クラス懇談 			各園で日程調整し、行う方向で考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼小中連携行事 	各園で調整する。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実習・職業体験の受け入れ 	子どもたちの負担にならないように受け入れる。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・入園・進級式 	1号認定・2号認定が同じ日時に行う。	4/1に行うのであれば、幼稚園教諭の内々示を3月中旬以降に提示しないと、一人担任なので前年度処理ができない。	
<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・終業式 	幼稚園現状 夏休み:7/20~8/31 (登園日 4日間) 冬休み:12/25~1/7 春休み:3/21~4/9	<ul style="list-style-type: none"> ・プールの入水期間をどうするか ・長期休暇の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇について、1号2号できるだけ共通にするのが望ましいのであれば、冬休み12/28~1/3。例えば卒園式を3/25、入園式を4/1とするならば春休み3/26~3/31の考え方がある。 ・1号認定のこどもについて、教育時間内で入水時間を確保する必要がある。 	

行事以外の教育・保育にかかわるとりくみで話し合ったこと

とりくみ	幼保一致点	課題	考え方・選択肢
保育参加・保育参観			行う方向で考えるが、日程等については各園の状況で考えてはどうか。
長期休暇の預かり保育		・1号認定の子どもは、認定こども園で行うのか。	
登園停止	<ul style="list-style-type: none"> ・開園時間が7:00～19:00なので、「台風時の市立保育所の登園停止」と同じ扱いをする。 ・保護者への通知はスマイル 		

*総括

平成29年度幼保連携型認定こども園としてスタートしたのち、それぞれの行事がどのように運営され、どのような課題・問題点が現れたのか、総括する。

保健行事について

* 学校保健安全法にのっとりて幼保で調整して行う

	行事	幼保一致点	課題	考え方・選択肢
健診	・内科健診 ・歯科検診 ・耳鼻科検診 ・眼科検診			・幼保で調整して行う
	・歯科衛生士による歯磨き指			・幼保で調整して行う
健診以外の行事等	・ぎょうちゅう検査		・平成29年度から義務化が外れるがどうするか。 保育所では全ての園でぎょうちゅうがゼロではなくときどき(+)の園児もいる現状。	
	・尿検査			・学校保健安全法施行規則の中で「糖の検査を除くことができる」とあるが、病気予防の観点から蛋白・潜血・PH・糖の検査を行ってはどうか。
	・体重測定 ・身長測定	・毎月行う。 ・1号認定の夏休み期間(8月)については登園日に行う。		
	・手洗い指導 ・うがい指導 ・トイレ指導	・行う。		

行事以外で保健に関する取り組みについて話し合ったこと

とりくみ	幼保一致点	課題	考え方・選択肢
・学級閉鎖に関すること	・2号認定は就労保障の考えから学級閉鎖は行わない。しかし、1号認定は自由登園とする。		
・保健計画の策定	・各園で養護教諭と保健師による策定を行う。(幼保連携型こども園教育保育要領に明記されている。)	・園児数・職員数が増加するうえ、在宅支援もあるので、保健師・看護師と養護教諭による保健指導の分担を明確にする必要がある。	

詳しくは保健師・看護師と養護教諭で検討してもらおう。

* 総括

平成29年度幼保連携型認定こども園としてスタートしたのち、それぞれの保健行事がどのように運営され、どのような課題・問題点が現れたのか、総括する。

幼保連携型認定こども園 年間行事(案) 前半

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
日	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30
の1 休号 日認 定						
季節 の 行事	入園・進級式 (日) クラス懇談会	こいのぼり集会 春の遠足 夏野菜栽培		七夕のつどい(7日) 終業式(日) 夏のタベ 夏野菜収穫	平和のつどい 夏期保育・教育	始業式 (1日) 敬老のつどい
取 期 間 組 み			合宿の取り組み (~7月初旬)			運動会の取り組み (~10月初旬)
大 子 き ど も の 促 す 発 行 達 を			合宿	プール開き・プール遊び	プール遊び プール閉まい	
保 健 ・ 健 康	手洗い・うがい指導 トイレ指導 身体測定	内科検診 眼科検診 耳鼻科検診 尿検査 身体測定	歯科検診 歯磨き指導 視力検査	身体測定	身体測定	身体測定
保 護 者 参 加	入園・進級式 (日) クラス懇談会 家庭訪問	保育参加		夏のタベ		クラス懇談会

●毎月行う行事として 誕生会・避難訓練

●年間を通じて取り組む行事として クッキング・畑づくり・交通安全教室やパッカー車・消防自動車・パトカーなどの見学交流・小中高等学校や地域との交流事業・バス遠足

幼保連携型認定こども園 年間行事(案) 後半

月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
日	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30	5 10 15 20 25 30
の1 休 日 認 定						
季 節 の 行 事	秋の収穫 秋の遠足	観劇 遠足	お楽しみ会 もちつき 終業式	始業式(日) お正月遊び	豆まき	お別れ遠足
取 期 間 組 み	運動会後、つくって遊ぼう の取り組み	つくって遊ぼうの取り組み	楽器に親しむ		生活発表会の取り組み (2月初旬)	
大 子 ど も の 促 す 発 行 達 事 を	運動会	つくって遊ぼう	音楽会		生活発表会(第2土曜日) 絵画展	お別れ会 卒園式(日) 終業式
健 康	身体測定 視力検査	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定	身体測定
保 護 者 参 加	運動会 参観	個人懇談	個人懇談	クラス懇談会	生活発表会(土曜日参観) 絵画展(開園時間内の)	卒園式

参考

子ども・子育て支援新制度 ～教育と保育と子育て支援の総合化～

〔保育を必要としない〕

〔保育を必要とする〕

3
から
5
歳
児

【1号認定】

- 幼稚園
 - 認定こども園
- 利用児:140万

(44.3%)

【2号認定】

- 保育所
 - 認定こども園
- 利用児:144万

(45.6%)

0
から
2
歳
児

地域の子ども・子育て支援

【0号認定】

- 一時預かり、利用者支援
子育て支援拠点等
 - 認定こども園の支援機能
- 利用児:221万(71.3%)

【3号認定】

- 保育所
 - 認定こども園
 - 小規模保育等
- 利用児:89万(28.7%)

「公立の認定こども園」のコンセプト

- ①これまで公立が継承してきた質の高い教育・保育の提供
- 要保護・要支援への対応や転入者等の年度途中入所受け入れなど
- ⇒**地域の拠点・セーフティネット**

- ②入園者だけでなく、一時預かりや利用者支援、子育て支援など誰もが利用しやすい施設へ
- ⇒**公の「0号認定」支援モデルを創造**

- ③全国から注目される認定こども園
- 市民に喜ばれ、親しみを感じてもらえるこども園
- ⇒**子どもを産み育てたいまち日本一へ**

平成27年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について（報告）

○平成27年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

日時：平成27年12月7日(月) 14時～17時

認定審査部会委員 大西・勝山・相原・千葉・阿部

29ケース審査し、29ケース認定。

その後、追加議案で4ケースあがり、1月に各委員に持ち回りをし、4ケース認定。

合計33ケース認定。

<主な議論>

- ・自閉症スペクトラムの疑い（人とかかわりに難しさのある子ども）について。
母のかかわりの未熟さがある場合どう考えるか。

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

資料5
第20回 子ども・子育て会議

① 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

③ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

平成 27 年 12 月 4 日

保育士等確保対策検討会

I.はじめに

- 保育の担い手確保については、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、本年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、平成29年度末までに追加で必要となる6.9万人の保育士を確保することとしている。

- これまでも、
 - ①保育士資格の新規取得者の確保
(地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施、保育士修学資金貸付等)
 - ②保育士の就業継続支援
(処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)、キャリアアップのための研修体制の構築、保育所の勤務環境改善、保育士宿舍借り上げ支援等)
 - ③離職者(潜在保育士)の再就職支援
(ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援等)
など様々な手を打ってきており、今後も引き続き取り組んでいく予定である。

- しかしながら、待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都で5.39倍(27年10月時点)となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。

- 平成27年11月26日に一億総活躍国民会議でとりまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」においても、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育所等の整備拡大量を40万人から50万人に拡大することに併せ、保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても盛り込まれており、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要な状況となっている。

- このため、保育における労働力需給に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善(就業継続支援)

につなげる必要がある。

- 具体的には、保育士要件に係る以下の3つの項目、すなわち、
 - ①朝夕の保育士配置の要件弾力化
 - ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
 - ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化について、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることとする。
- なお、原則として、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術をもつ保育士が行うものであることから、この措置は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする。

II. 緊急的な対応方針

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

【対応方針】

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者を配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。
- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とする。

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。
- 以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においても、保育士を常時1名以上配置することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が難しく、一日のうち保育士2名体制を遵守した勤務シフト作成等の人事管理が困難な状況の中、児童が少数である時間帯について緊急的に保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。

(参考) 現行の取扱い

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、保育所の保育士の数について、「保育所一につき二人を下ることはできない」とされている。
- この保育士最低2人配置要件について、平成27年度においては、地方自治体からの要望を踏まえ、朝夕の時間帯において緊急的に要件の弾力化を行っているところ。
- 今年度も地方分権の提案募集の中で要請が来ており、日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)でも検討することとされている。

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

【対応方針】

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。
- 各教諭の活用に当たっては、
 - ・幼稚園教諭については主に3～5歳児、
 - ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
 - ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。

【質確保のための措置】

- 特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」(6単位)を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。
- また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、保育士と近接する職種である幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなし、限定的に認めることにより、
 - ・幼稚園教諭は3～5歳の教育、小学校教諭は幼保小接続の観点から、多様な者が加わることにより、保育所にとって効果的なものとなるとともに、
 - ・事業者の採用及び人員配置の選択肢を増やすことにつながる。

(参考) 現行の取扱い

- 保育所において、現在は、保育士資格を持つ者が児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる」としている。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

【対応方針】

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。
- 公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。
※想定される対象範囲
研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。その際、これらの者には保育士資格取得を促していくこととする。
- これらの者は、最低基準で配置されている保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、認可基準としての最低基準を満たしつつ、かつ、一定の要件の下、保育士資格を有しない一定の者の活用を可能とすることにより、保育士の勤務シフト等の人事管理を柔軟に行うことが可能になる（その際、日中のコアタイムの保育の質確保に最大限配慮することが必要）。

（参考）現行の取扱い

- 保育所において、11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）の確保を求めており、これを満たさない場合は、指導監査の対象となる。
- この一定の保育士については、公定価格上基本分や加算要件として認めている研修代替要員や休憩保育士等の加配人員が該当している。

Ⅲ.要件弾力化に当たっての全般的な留意事項

- 各要件弾力化案の実施にあたっては各自治体による条例改正等により行われるものであるが、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても、それぞれの特性を踏まえつつ対応を行うこととする。
- 特にⅡ 2. Ⅱ 3. の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。
- 保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けている事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。
また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。
- 今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するにあたっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。
これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。
- また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き、保育士の処遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。

事務連絡

平成28年2月19日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について
（事前連絡）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成28年度における幼児教育の段階的無償化については、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償化とすることとしております。

今般、年収約360万円未満相当に対応する市町村民税所得割課税額を含めた軽減措置の具体的内容及び多子計算の算定対象となる者の範囲について整理を行いましたので、事前に連絡いたします。

各自治体におかれましては、既に連絡しております保育所等の利用者負担軽減（幼児教育無償化）に係るシステム改修の活用と併せて、準備に遺漏なきようお願いいたします。

今後、パブリックコメント手続を行うとともに、関係各所と調整の上、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）等を改正し、これ

らの内容について規定することとしております。今回お示しする整理は現時点の案ですので、あらかじめご承知おき下さい。同令等の改正規定が確定し次第、改めてご連絡をさせていただきます。

記

1 軽減措置の具体的な内容について

平成28年度における軽減措置の具体的な内容及び「年収約360万円未満相当」の具体的な市町村民税所得割合算額については、以下のとおりです。

(1) 要保護世帯等に係る特例措置の拡充

ア 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについては77,101円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む。)を除く。)、保育認定子どもについては48,600円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の利用者負担額について、特例措置を拡充します（平成27年度において1,000円の軽減措置を講じていたものを拡充し、1,000円の軽減措置に加え半額とする措置を講じます）。

イ 保育認定子どもについて、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、48,600円以上77,101円未満の利用者負担額について、半額とする特例措置を新設します。

ウ なお、「要保護世帯等」の定義・範囲については、現行制度と変更はありません。

(2) 多子世帯に係る特例措置の拡充

ア 世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについて 77, 101円未満、保育認定子どもについて57, 700円未満である場合について、第2子を半額・第3子以降を無償とする特例措置の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃します。

なお、教育認定子どもと保育認定子どもについて市町村民税所得割合算額が異なりますが、これは、モデル世帯の構造上、保育認定子どもについては、給与所得控除・基礎控除等が夫・妻ともに適用されるため、同じ世帯収入でも教育認定子どもよりも所得割課税額が低くなることによるものです。

イ 世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定子ども・保育認定子どもの両方について77, 101円未満であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合について、第2子以降を無償とする特例を新設します。

2 多子計算の算定対象となる者の範囲について

(1) 多子計算の算定対象については、従来の年齢制限については完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象となるよう次のように改正する予定です。

【現行の算定対象】支給認定保護者と 同一世帯 にいる負担額算定基準子ども（教育認定子ども：小学校第三学年まで、保育認定子ども：小学校就学前まで）

【改正後の算定対象】支給認定保護者と 生計を一にする 負担額算定基準者（教育認定子ども・保育認定子ども：①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。））

(2) 「生計を一にする」について

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととなります。

支給認定保護者が負担額算定基準者と同一の家屋に起居している場合には、明らかに「生計を一にする」と認められない特段の事情があるときを除き、「生計を一にする」ものとして取り扱って差し支えありません。

また、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第1号等に規定する児童手当の支給要件児童に係る「生計を同じくする」や地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族に係る「生計を一にする」と同義です。これらにおいて「生計を同じくする」又は「生計を一にする」ことが認定されている場合、当該認定をもって本制度における「生計を一にする」旨を認定して差し支えありません。他の法令において「生計を一にする」ことが要件とされており、当該認定がされている場合についても、同様に本制度における「生計を一にする」旨を認定して差し支えありません。

(3) 「支給認定保護者に監護される者」について

「支給認定保護者に監護される者」とは、支給認定保護者が現に監護する未成年者をいいます。

(4) 「支給認定保護者に監護されていた者」について

「支給認定保護者に監護されていた者」とは、未成年者であった時に、支給認定保護者が現に監護していた者をいい、支給認定保護者に係る子どもが成長し、成年に達した場合を想定しています。

支給認定保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子どもを祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、成年に達した場合なども該当します。

(5) 「支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属」について

「支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属」とは、成年に達した後、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者（(3)(4)に該当しない者）をいい、支給認定保護者が再婚することにより新たに成年の子を持つに至った場合や、支給認定保護者が成年者を新たに養子に迎えた場合などを想定しています。

(6) その他

「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）（府政共生第347号、26文科初第1462号、雇児発0331第19号）」において、「所得割課税額等の算定に当たっては、基本的には支給認定保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととする。」旨通知しています。

このため、多子計算の算定対象者が家計の主宰者と判断される場合であって、当該者について課税額の合算を行った結果、当該世帯の市町村民税所得割合算額が年収約360万円未満相当に関する市町村民税所得割課税額を超える場合には、当然ながら、今般の多子世帯に係る特例措置の拡充に該当しなくなります。

3 その他

今般の改正後においても、年収約360万円未満相当以外の世帯についての扱いは従前と変更はありません。

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

<現行>

カウントの対象は、

・「同一世帯」の

「保護者に係る(=監護する)子ども」

※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、

・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、

・保育所の場合は、0歳から小学校入学前まで

に限定

例1 (幼稚園)

例2 (保育所)

対象外  小学校
6年生

対象外  小学校
3年生

小3 小1		
(5歳)	第1子の扱い  保育料 満額	
(4歳)		
(3歳)	第2子の扱い  保育料 半額	第1子の扱い  保育料 満額
(2歳)		第2子の扱い  保育料 半額
(1歳)		
(0歳)		

年齢制限の
撤廃
※同居も不要

支援法上の「子ども」

<28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。)>

(18歳の年度)

 両親を亡くし、
祖父母に育て
られている
大学4年生

 同居する
浪人生

保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に関わらず対象
注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

(18歳の年度)

 寮で暮らす
高校
2年生

 両親を亡く
した姪
小学校
6年生

 小学校
3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い  保育料 半額
(4歳)	
(3歳)	
(2歳)	第3子の扱い  保育料 無償
(1歳)	
(0歳)	

(1) 二人親世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の所得割課税額について(案)

「約360万円未満相当」の範囲

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満 第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 57,700円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 57,700円~97,000円未満	

(2) ひとり親等世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の範囲

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満 第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 77,101円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 77,101円~97,000円未満	

事業の概要

(社会教育部 青少年スポーツ室)

事業名	留守家庭児童育成事業について（案） （多子世帯における減免制度の創設）
事業目的	留守家庭児童育成クラブの入会において、多子利用（同一クラブに同一世帯における兄弟等での利用）の負担が大きいことから、平成28年度より多子利用における保護者負担金の減免を実施し、保護者の負担を軽減する。
事業概要	保護者負担金（平成28年度） 1人目利用 6,000円 2人目利用 3,000円（半額免除） 3人目以上利用 0円（全額免除） 土曜日利用 1人目利用 1,000円 2人目利用 500円（半額免除） 3人目以上利用 0円（全額免除）

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

資料7
第20回 子ども・
子育て会議

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

平成27年12月21日
子どもの貧困対策会議決定

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
 - 平成27年度実施市町村数(予定):150市町村
 - 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築

